

(一) 證券債權の新定

證券債權とは例へば手形、小切手、貨物引換證、船荷證券等の如く、權利が證書に表彰せられ、權利の成立、存続及び行使につき、證書の作成、存在及び呈示を法律上必要とする債權を總稱する。證券の方面より見れば、多く有價證券である。

證券債權に關する通則は、日本に於ても、民法商法の兩法に跨つて、若干の規定が設けられてゐるが、其の間に不統一、齟齬を含んでゐる。滿洲國民法は、證券債權につき特に一節を設け、統一的な通則的規定を置いてゐる。これは、現代經濟界が證券化的趨勢にあるに對應する新立法で、即ち甚だ進歩的なる立法といふべきである。

證券債權に關する通則的規定たる第三編第一章第七節は、他に特別の規定のない限り、すべての無記名債權、指圖債權、手形、小切手、倉庫證券、貨物引換證、船荷證券等の各種の證券に適用せられる。併し手形、小切手に關しては、手形法及び小切手法に詳細な規定が設けられてゐる結果、本節の適用の餘地はない。

(二) 指圖式證券債權

指圖式證券債權とは、債權の成立に證書を必要とし、其の證書に指定せられたる債權者又は其の債權者の指定せる者に辨濟すべき債權であり、手形、倉庫證券等これに屬する。

第七節第一款は、この指圖式證券債權につき、詳細なる規定を設けてゐる。

即ち指圖式の證券債權は、裏書によりて讓渡することを得ることを明らかにすると共に(第四九六條)左の諸點につき規定を設けてゐる。

- (イ) 戻裏書の可能 (第四九七條)。
- (ロ) 裏書の方式 (第四九八條)。
- (ハ) 白地式裏書後の讓渡の方式 (第四九九條)。
- (ニ) 持參人拂裏書の效力 (第五〇〇條)。
- (ホ) 裏書の資格力附與の效力 (第五〇一條)。
- (ヘ) 證券の原始取得 (第五〇二條)。
- (ト) 證券債務者の抗辯の制限 (第五〇三條)。
- (チ) 債務者の裏書調査義務 (第五〇六條)。

- (リ) 辨済の場所 (第五〇四條)。
- (ヌ) 呈示證券性 (第五〇七條)。
- (ル) 受取記載請求權 (第五〇八條)。
- (ヲ) 公示催告の實質的要件 (第五〇九條、第五一〇條)。
- (三) 無記名式證券債權

無記名式證券債權とは、債權の成立に證書を必要とし、其の證書の所持人に辨済をなすべき債權で商品切手、鐵道切符の如き、これに該當する。

日本民法と異り、これを動産とは看做さない。而して、其の讓渡には證券の交付を要件とするものとなしてゐる(第五一一條)。

又、其の證券の原始取得、證券債務者の抗辯の制限、辨済の場所、呈示證券性、受戻證券性、受取記載請求、公示催告に關する點等に付ては、指圖式證券債權に關する規定を準用してゐる(第五一二條、第五〇二條乃至第五一〇條)。

(四) 記名式所持人拂債權

記名式所持人拂債權とは、證券に債權者を指定したるも、其の持參人に辨済すべき旨を附記したるものをいふ。

この種の債權は、無記名債權の變形と觀らるるものである結果、民法は無記名式と同一に取扱ふこととしてゐる(第五一三條)。

(五) 免責證券

免責證券とは、債務者が單に證券の持參人に辨済することによりて、其の責を免れんとする目的を以て發行したる證券、例へば下足札、鐵道旅客の手荷物引換證の如きものをいふ。

斯かる免責證券(狹義の免責證券)には、證券債權に關する規定の適用はない。併し指圖式證券債權に於ける辨済の場所及び債務者遲滞責任の時期(第五〇四條、第五〇五條)、債務者の調査義務(第五〇六條)、辨済に際し所持人が證券に受取を證する記載をなして交付する義務(第五〇八條)等が準用せられる(第五一四條)。

第二節 債權法各論

第一 典型的契約の種類

典型的契約としては、左の各種のものを認むる。これは、日本民法と同一である。

- 贈 與 (第二章第二節)
- 賣 買 (同 第三節)
- 交 換 (同 第四節)
- 消費貸借 (同 第五節)
- 使用貸借 (同 第六節)
- 貸貸借 (同 第七節)
- 雇 傭 (同 第八節)
- 請 負 (同 第九節)
- 懸賞廣告 (同 第十節)
- 委 任 (同 第十一節)
- 寄 託 (同 第十二節)

組 合 (同 第十三節)

終身定期金 (同 第十四節)

和 解 (同 第十五節)

第二 雙務契約における危険負擔における債權者主義の不採用

日本民法は、雙務契約に於ける危険の負擔につき、原則として債務者主義を採用するが、例外として、債權者主義を採用する。即ち特定物に関する物權の設定又は移轉を目的とする雙務契約にありては、其の物が債務者の責に歸すべからざる事由によりて滅失又は毀損したるときは、其の滅失又は毀損は債權者の負擔に歸するものと規定する(日本民法第五三四條)。この規定は、例外的のものであるが、併し實際上は範圍の廣いものであり、この債權者主義の採用は不當なものとなすの説が通説である。債權者主義は、それ自身合理性が少く、殊に賣主の二重賣買の場合の妥當な解決に困難を生ずる。

滿洲國民法は、日本民法と異り、債權者主義を例外的にも採用せず、債務者主義を採用し、左の如く規定してゐる。

(一) 雙務契約當事者一方の債務が、當事者雙方の責に歸すべからざる事由に因りて履行をなすこと能はざるに至りたるときは、債權者は反對給付を受くる權利を有しない(第五二四條)。

(二) 併し、雙務契約當事者一方の債務が、債權者の責に歸すべき事由によりて履行をなすこと能はざるに至りたる場合には、債務者は反對給付を受くる權利を失はない。

又、債權者の受領遲滞に在る間に、當事者雙方の責に歸すべからざる事由によりて履行をなすこと能はざるに至りたる時も、債務者は反對給付を受くる權利を失はない。

即ち以上の場合、危険は債權者が負擔するが、併し何れの場合に於ても、債務者は自己の債務を免れたることによりて得たる利益は、これを債權者に償還することを要する(第五二五條)。

### 第三 手附の規定の不採用

日本民法には、賣買に關し手附の規定が設けられてゐるが(日本民法第五五七條)、滿洲國の民法には、手附に關する規定はない。

これは、滿人間に行はるる所謂手附は證約手附で、解約手附は行はれてゐないといふ實情を考慮せられたるによるものである。

### 第四 買戻に關する制度の不採用

日本の民法には、不動産の賣買につき、買戻の制度が採用せられてゐる(日本民法第五七九條以下)。これに反し、滿洲國の民法には、この制度は採用せられない。

これは、滿洲國には物權の部に於て述べた典權といふ特殊の物權が存在し、取引上盛に行はれてをり、買戻約款付賣買の作用をも營む結果、重ねて債權法に於て買戻に關する制度を設ける必要はないものと解せられたるによる。

### 第五 消費貸借の要物性の否定

消費貸借は、日本の民法では、要物契約である。即ち消費貸借の成立には、當事者間の合意のほか借主が貸主より金錢其の他の物を受取るといふ物的要件が必要とせられてゐる(日本民法第五八七條)斯く、消費貸借を要物契約とすることは、ローマ法以來諸國の立法例の採つてゐる傳統的の方針であるが、今日の實際上の必要及び法理論から言へば、消費貸借を要物契約とする絶對的の必要はなく、却つて擔保の提供關係等は、諾成契約としておく方が便宜である。従つて新らしい立法に屬するスイス債務法の如きは、これを諾成契約となしてゐる(同法第三二二條)。

滿洲國民法も亦、消費貸借とは、當事者の一方が金錢其の他の代替物の所有權を相手方に移轉することを約し、相手方が其の移轉を受けたる後、これと種類、品質及び數量の同じき物を以て、返還をなすことを約するに依りて成立する契約なりとし（第五七〇條）、これを諾成契約として規定してゐる。従つて例へば今後一年間十萬圓の限度で金を貸さうと約束したやうな場合、日本民法では一種の無名契約となるが、滿洲國民法では、民法に規定する典型的な消費貸借となる。

なほ、消費貸借の利息に付ては、利息制限法（康徳四年一二月一日勅令第三七一號）により、年二割以下とせられ、其の制限を超過した部分はこれを無効とせられてゐる（同法第一條）。

#### 第六 使用貸借の要物性の否定

使用貸借は、日本の民法では要物契約とせられるが（日本民法第五九三條）、滿洲國民法では、消費貸借と同じく諾成契約とせられる。

即ち使用貸借は、當事者の一方が相手方に於て無償にて使用又は收益をなすため、これに或物を交付することを約し、相手方が其の使用又は收益をなしたる後其の物を返還することを約するによりて其の效力を生ずるものとせられる（第五七七條）。

#### 第七 賃借權の強化

第三編第二章第七節に規定せられる賃貸借の通則的規定は、日本民法との間に大差はないが、滿洲國民法は特に不動産賃借權の強化をはかつてゐる。日本の民法に於ても、建物保護法、借家法、借地法其の他の特別法令によつて、民法の規定は修正せられ、賃借權の物權化的傾向が著しいが、滿洲國民法は、これら特別法令の趣旨を民法中に取り入れて、不動産賃借人の保護を厚くしてゐる。

##### （一）賃借權の對抗力

賃借權は原則として對抗力を有しないが、左の如く例外として對抗力を附與せられてゐる。

（イ）不動産の賃貸借はこれを登録したるときは、爾後その不動産につき物權を取得したる者に對してもその效力を生ずる（第五八九條第二項）。

而して、賃貸人は、登録に協力すべき義務を有する（第五八九條第一項）。

（ロ）建築物の所有を目的とする土地の賃貸借は、其の登録なきも、賃借人が其の土地、上に登録したる建築物を有するときは、爾後其の土地につき物權を取得したる者に對しても其の效力を生ずる（第五九〇條第一項）。

(ハ) 建築物の賃貸借は、其の登録なきも、建築物の引渡ありたるときは、爾後其の建築物につき物權を取得したる者に對して其の效力を生ずる(第五九一條)。

(二) 其の他以上の外、滿洲國民法は、左の事項につき、日本借家法又は借地法と大體同趣旨の規定を設けて、賃借人の保護をはかつてゐる。

(イ) 借貸増減の請求

(ロ) 賃借權の讓渡又は轉貸の不承諾の場合の第三者の附屬物買取請求

(ハ) 解約申入期間

(ニ) 轉貸借終了の對抗要件

(ホ) 造作買取請求權

(ヘ) 借地權の存続期間

(ト) 借地權消滅の場合の更新請求及び買取請求

(チ) 同上更新の場合の存続期間

(リ) 黙示の更新

(ヌ) 借地權消滅前の新築に因る期間の延長

尙、建築物の賃貸借に付ては、延滞借賃の總額が二期の借賃額に達した場合、建築物その他の工作物所有を目的とする土地の賃貸借に付ては、二年分の借賃の延滞ある場合に限り、賃借人は解約をなし得るものとなしてゐる。

(三) 耕作、樹木の栽植、採鹽又は牧畜を目的とする土地の賃貸借に付ても、賃借人の保護に留意し其の權利の強化をはかつてゐる(第六二〇條以下)。

(四) 以上は、賃借人の保護に關するものであるが、なほ典權者又は抵押權者の利益保護にも留意してゐる。

即ち建築物の所有を目的とする土地賃貸借に付て、其の建築物が典權又は抵押權の目的である場合に、賃借人が借賃延滞を理由として賃貸借の解約申入をなしたる時は、其の申入は、典權者又は抵押權者に通知したる後、相當期間を経過することによりて、其の效果を生ずるものとなしてゐる。

### 第八 懸賞廣告

懸賞廣告は、日本の民法では、總則の契約成立の款中に規定せられてゐる(日本民法第五二九條以

下)。これに反し、滿洲國民法では、第十節懸賞廣告として、特にこのために一節が設けられてゐる。尤も、其の意義、性質、效力並びに優等懸賞廣告に関する規定等の内容は、日本民法と同一である（第六五三條以下）。

### 第九 寄託

#### (一) 諾成契約

寄託は、日本の民法では要物契約とせられる。即ち寄託とは、受寄者が寄託者のために保管をなすことを約して或る物を受取るによりて成立する契約とせられる（日本民法第六五七條）。これに反し、滿洲國民法では、消費貸借、使用貸借と共に、これを諾成契約とせられる。即ち、寄託は當事者の一方が金錢其の他の物又は有價證券の保管をなすことを相手方に委託し、相手方がこれを承諾するによりて其の效力を生ずるものとせられる（第六七一條）。

#### (二) 客の來集を目的とする場屋の寄託

旅店、飲食店、浴場、其の他客の來集を目的とする場屋の主人が、客より寄託を受けたる場合、其

の受寄物の滅失、毀損等に関する責任は、日本に於ては商法中に規定せられ、民法中には規定せられないが、滿洲國民法は、これを寄託の節中に規定する（第六七九條以下）。

### 第一〇 組合

各當事者が出資をなして共同の事業を営むことを約するによりて成立する契約が、組合である（第六八五條）。組合に関する規定内容も、日本民法のそれと略同一であるが、併し左の如き點につき異色がある。

(一) 組合債務につき分別主義を採ると共に、組合員中に辨濟をなす資力なき者あるときは、其の辨濟すること能はざる部分に付ては、他の組合員が連帶して其の辨濟の責に任ずるものとする（第六九五條、第六九七條）。

(二) 組合の對外關係につき、組合の業務を執行する組合員は、其の業務の執行につき代理權を有するものと推定する旨の明文をおく（第六九一條）。

(三) 組合員の持分も、これを差押ふることを得ることに關して明文を設くる（第七〇一條）。

### 第一一 準事務管理

準事務管理とは、他人のためにする意思を缺き、又は本人の利益又は意思に反せる場合、事務管理に準じ、一定の効果を生ずるものをいふ。

日本民法は、準事務管理に関する規定を置かない。併し獨逸民法はこれに関する規定を設け、日本に於ても、學説上はこれを肯定する見解が有力である。

滿洲國民法は、これに關し、左の如き趣旨の明文を設けてゐる（第七二三條）。

(一) 準事務管理とは、義務なくして他人の事務を處理する者ある場合に於て、其の者が本人のためにする意思を缺きたるとき、又は本人のためにする意思ありたるも、其の事務の處理が明かに本人の意思に反し、若くは本人に不利なりし場合をいふ。

(二) 斯かる場合には本人保護の立場よりして、準事務管理者に於て、事務處理の狀況報告義務、受取りたる物の引渡義務、金錢費消の場合に於ける利息並に損害賠償の義務（第六六一條乃至第六六三條）を生ずる。

(三) 右義務に反し、本人の義務、違法性阻却等に關する事務管理としての効果は生じない。

右の結果、例へば甲が乙に屬する特許權なることを知り乍ら、これを實施して利益を收めたとき

は、事務管理とはならないが、準事務管理として、乙は甲に對して利益の返還を請求し得ることとなる。

尙、普通の事務管理に關する規定は、日本民法の規定と同じい。

### 第一二 不當利得

不當利得に關し、一般の不當利得の外、特殊の不當利得として、非債辨濟並びに不法原因給付に付て規定せられる。それらの規定は、日本民法の規定と略同一である。

但し非債辨濟に關し、債務者にあらざる者が錯誤によりて債務の辨濟として給付をなしたる場合、それは不當利得返還請求をなし得るを原則とするが（第七二四條）、但し其の給付が道德上の義務に適合するものなるときは、辨濟者は其の給付したるものの返還を請求することを得ないものと規定せられる（第七二七條）。この規定は、特に道義を重んずる趣旨に出でたもので、注目に値する。

### 第一三 不法行爲

不法行爲に關する規定も、日本民法と略同様である。一般的不法行爲の外に、特殊の不法行爲として日本民法と同じく、責任無能力者の行爲による賠償責任、被用者の行爲による賠償責任、土地の工



作物又は樹木（日本民法には、竹木とある）の加害に對する賠償責任、動産の加害に對する賠償責任につき規定し、且つ共同不法行為に付ても規定してゐる。

併し一般不法行為の成立要件に關し、日本民法との間に一つの差異がある。日本民法には、「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」とある。これに對し、滿洲國民法には、「故意又ハ過失ニ因リテ違法ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス」とある。即ち日本民法には、他人の權利の侵害を以て不法行為の一成立要件とせられてゐるが、滿洲國民法には、この要件は存せず、其の代りに、「違法ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ」とある。即ち、ただに權利の侵害行為に止まらず、違法な加害行為は悉く不法行為なりとせられてゐる。

抑も日本民法には、權利の侵害を以て、不法行為の一要件とせられてゐるが、學說、判例はこの要件を廣義に解し、法律上權利とせられてゐるものの侵害に止まらず、廣く法律の許容しない違法な行為はすべて不法行為たるものと解せられてゐる。滿洲國民法は、この進歩した現在の學說を法文に現はしてゐる。民法第二條が、信義誠實の大原則を宣言したと同じく、進歩した理論を明文を以つて正

面から宣言してゐることは、いかにも新興國の民法にふさわしいものである。

尙、不法行為に關し、日本民法には左の如き規定があるが、滿洲國民法は、これを勿論解釋に一任し、これに相當する規定はない。

(一) 他人の生命を害したるによる、被害者の父母、配偶者及び子に對する損害賠償の責任（日本民法第七一一條）。

(二) 請負人が其の仕事につき第三者に加へたる損害に關する注文者の損害賠償責任（日本民法第七一六條）。

# 商法

## 第一章 商法の制定

### 第一 商法の制定

滿洲帝國に於ては、建國以來大同元年三月九日敕令第二號により、暫定的に従前施行の民國の商事國際諸法令が、建國の主旨、國情及び建國後制定せらるべき法令に牴觸せざる限り、一律に援用せられてゐたが、日滿經濟一體の實質的必要、一國として固有の法典を整備するの要等よりして、康徳四年に、刑法、刑事訴訟法の公布に次ぎ、早くも商法の全分野に亘り新立法の完成を見るに至つた。この新立法には、日本の斯學の權威、松本丞治博士、田中耕太郎博士が、審核(法規制定顧問)として、適切なる指導をせられた。

### 第二 商法制定の根本方針

滿洲國の商法は、近代諸國の商事立法の傾向と同じく、民商二法統一主義によらず、民法とは分離して制定せられてゐる。

併し又、獨立の商法典主義を採用せられず、商法の各部を解體して數多の單行法とする新傾向に従ひ、所謂單行法主義が採られてゐる。日本に於ては、手形法、小切手法は商法典より分離せられをり又、新らしく制定せられた有限會社法は單行法とせられてゐるが、其の他の部分では、獨立法典主義が採られてゐる。然るに、滿洲國商法は、すべての部分に單行法主義が採られてをり、この點は、形式上、滿洲國商法の日本商法に對する特色である。

滿洲國商法の内容は、日本の商法に近似する。この點は、民法其の他の法令と同じい。然し部分的には、立法として一層進歩的態度が採られ、日本の商法と異つた點もある。日本に於ては、商法中の商行為法、海商法等は未だ改正に至らないが、其の改正要綱は、昭和十年十二月、法制審議會より政府に答申せられてゐる。滿洲國商法は、この改正要綱の如きも取り入れて立法せられてゐる。

### 第三 商法の概観

滿洲國の商法は、左の如き諸種の單行法に區別せられる。

- (一) 商人通法（康徳四年六月二四日勅令第一三一號、康徳四年一月一日施行）  
本法は、日本商法の第一編總則並びに第三編第一章乃至第六章に該當するものである。
- (二) 會社法（康徳四年六月二四日勅令第一三二號、康徳四年一月一日施行）  
本法は、日本商法の第二編會社に該當するものである。
- (三) 運送法（康徳四年六月二四日勅令第一三三號、康徳四年一月一日施行）  
本法は日本商法の第三編第七章運送取扱營業、第八章運送營業に該當するものである。
- (四) 倉庫法（康徳四年六月二四日勅令第一三四號、康徳四年一月一日施行）  
本法は、日本商法の第三編第九章第二節、倉庫營業に該當するものである。
- (五) 海商法（康徳四年六月二四日勅令第一三五號、康徳四年一月一日施行）  
本法は、日本商法の第四編、海商に該當するものである。
- (六) 手形法（康徳四年五月一三日勅令第八九號、康徳四年一月一日施行）
- (七) 小切手法（康徳四年五月一三日勅令第九〇號、康徳四年一月一日施行）  
手形法、小切手法は、共に日本の手形法、小切手法に該當するものである。

以上の外、關係法規として、例へば左の如きものがある。

- (八) 商業登記法（康徳四年一月二九日勅令第三四一號、康徳四年一月一日施行）
- (九) 保險業法（康徳四年一月二七日公布、即日施行）
- (一〇) 小商人の範圍に關する件（康徳四年一月一日勅令第三七四號、即日施行）
- (一一) 拒絕證書令（康徳四年九月三〇日勅令第二八五號）

## 第二章 商人通法

### 第一 内容の概観

商人通法は商人の一般的通則を定むるもので、日本商法の總則編と商行為編の一部とを包含する。

九十三條より成り、總則、商業登記、商號、商業帳簿、營業讓渡、商業代理及び商業使用人、代理商、仲立人、問屋、匿名組合、商人の行為に關する特別の十一章に分れ、なほ附則がある。

### 第二 商人法主義

滿洲國商法は、日本の商法と異り、商人法主義を採用する。

商法の立法主義には商人法主義（商業主義）と商事法主義（商行爲法主義）との二大主義があり、前者は商人及び其の營業上の行爲を規定の中心對象とし、後者は、行爲自體につき商行爲たる与否とを分ち、商行爲を規定の中心對象としてゐる。

日本の商法は、商事法主義を採用し、商行爲なる觀念を基礎として規定せられてゐる。商行爲は、所謂絶對的商行爲と營業的商行爲の二に分ちて規定せられ、前者は本來の性質上唯一回なすのみにても商行爲とせらるるに反し（日本商法第五〇一條）、後者は商人が營業としてこれをなす場合に限り商行爲とせられてゐる（日本商法第五〇二條）。

然るに、滿洲國商法は、第一條に於て、一定の行爲を營業とする者を商人なりとし、而して其の行爲を一々掲げ、商行爲に絶對的、營業的の區別を設けない。この點は、絶對的商行爲を認め、商法が商人なる觀念と、商行爲なる觀念とによりて構成せられる日本商法とは趣旨を異にする。元來特定の行爲が、民法の原則と異つた取扱を受くる必要のあるのは、其の行爲が營利の目的を以て反覆せられる場合であるから、立法論として、商行爲に絶對的、營業的の區別を設けることは妥當でない。滿洲國商法は、商人法主義を採用し、絶對的商行爲の如きを設けず、これにより商法の特質は一層明確に

せられてゐる。

### 第三 商人の意義、種類

#### (一) 本來の商人

商人とは、一定の行爲を營業とする者をいふ。但し専ら賃金を得る目的を以て、物の製造加工を以し、又は勞務に服する者は、この限りにあらざるものとせられる。而して、日本商法に於ける絶對的並びに營業的商行爲とせられるものが、一々掲げられてゐる（第一條）。規定の方法は、日本商法との間に相違が著しい（日本商法第四條、第五〇一條、第五〇二條）。これは、前述の如く、商人法主義の採られる故であるが、併し商人たるの基本的行爲として第一條に列擧せられるものは、日本商法の絶對的商行爲並びに營業的商行爲とせられるもの（日本商法第五〇一條、第五〇二條）と、若干の出入はあるが、結局大體に同一に歸着するところのものである。

#### (二) 形式的商人

商人は、第一條に掲げたる行爲をなすを業とする者であるが（第一條）、しかる行爲をなすを業とせざるも、店舗其の他に類似する設備によりて物品の販賣をなすを業とする者、鑛業を營む者、民

事會社等はこれを商人と看做す(第二條)。この規定は、日本商法第四條第二項と同じく、形式的商人を認めたところのものである。

(三) 商人の種類

第一條並びに第二條により、商人の種類を大別すると、左の如き各種のものとなる。

- (イ) 賣買業 (第一條第一號)
- (ロ) 貸貸業 (同 第二號)
- (ハ) 請負業 (同 第三號、第五號、第六號)
- (ニ) 電気、瓦斯、水道業者 (同 第四號)
- (ホ) 運送業 (同 第五號)
- (ヘ) 出版、印刷又は撮影業 (同 第七號)
- (ト) 通報業(報導通信業) (同 第八號)
- (チ) 場屋營業者 (同 第九號)
- (リ) 兩替業及び銀行業 (同 第一〇號)

- (ヌ) 貸付業 (同 第一一號)
- (ル) 無盡業 (同 第一二號)
- (ヲ) 保險業 (同 第一三號)
- (ワ) 倉庫業 (同 第一四號)
- (カ) 仲立業 (同 第一五號)
- (ヨ) 取次業 (同 第一六號)
- (タ) 代理業 (同 第一七號)
- (レ) 信託業 (同 第一八號)
- (ソ) 店舗を有する物品販賣業者 (第二條)
- (ツ) 民事會社 (同 )
- (ネ) 鑛業者 (同 )

第四 小商人

日本の商法と同じく、小商人の制度が認められ、小商人には、商業登記、商業帳簿及び支配人に關

する規定は適用せられない(第四條第一項)。併し其の範圍は、日本では二千圓以下の資本金の者とせられてゐるが、滿洲國では、資金五百圓未滿の者が小商人と定められてゐる(康徳四年勅令第三七號小商人の範圍に關する件)。

### 第五 實質的審査主義

第二章の商業登記は、日本商法の商業登記と大體同一であるが、第八條に、登記官吏は、登記申請に係る事實の存否を調査することを得るものと規定せられ、登記官吏に實質的審査權が存することを明文を以て認められてゐることは、注目に値する。この點は、日本商法には明文の規定なく、學說上其の存否が争はれるところのものである。

尤も登記官吏に實質的審査權は認むるが、一面に於て、登記に完全なる公信力は認めず、唯、故意又は過失により不實の事項を登記したる者は、其の事項の不實なることを以て善意の第三者に對抗することを得ざるものとし(第二一條)、例外的に公信力を認むるにすぎない。この點は、日本商法と同じ(日本商法第一四條)。

元來、實質的審査主義は、登記に公信力を認むる前提たるものであるが、公信力を無條件に認めな

いことは、實質的審査主義採用の實益を、減殺する。

尙、商業登記の手續に關しては、商業登記法(康徳四年一月二九日勅令第三四一號)がある。

### 第六 商號自由主義

日本の商法と同じく、商號自由の原則が採用せられ、商人は氏、氏名其の他の名稱を以て、商號となすことを得るものとせられる(第二一條)。但し会社の商號中には、其の種類に従ひ、株式會社、合名會社又は合資會社なる文字を用ふることを要する(第一三條)。其の他、商號に關する規定は、日本商法の規定と大差はない。

### 第七 商業帳簿

日本の商法と同じく、日記帳、貸借對照表及び財産目錄の三つが商業帳簿とせられ、それに関する規定も日本の商法に於けると略同一である。尤も商業帳簿の提出義務に關する規定(日本商法第三五條)は、公法的規定に屬する關係上、除外せられてゐる。

### 第八 營業讓渡

營業讓渡は、日本の商法では、商號の章中に規定せられてゐるが、滿洲國商法では、これに關し獨

立の一章が設けられてゐる。併し規定内容は、日本商法と略同一である。

### 第九 商業代理及び商業使用人

第六章の「商業代理及び商業使用人」は、日本商法の「商業使用人」の章に該当するものである。

日本商法では、支配人、番頭、手代其の他の使用人の區別が設けられてゐるが、本章では、支配人のみを残して他は法文上よりは消されてゐる。

一般的に、商人の營業に關する或る種類又は特定の事項につき代理權を授與せられたる者は、其の事項に關し一切の裁判外の行爲をなす權限を有するものとなし(第三七條第一項、日本商法第四三條)支配人及びこれらの代理人の代理權は營業主の死亡によりて消滅せざるものとせられる(第三八條)。日本商法に於ては、このことは、一般的に、商行爲の委任に因る代理權は本人の死亡によりて消滅せずと規定せられるところである(日本商法第五〇六條)。

日本商法に於ては、所謂競業禁止義務は、専ら支配人のみに課せられ、一般の商業使用人は除外せられてゐるが、滿洲國商法では、ただに支配人のみに限らず、一般の商業使用人にこの義務が課せられてゐる(第四〇條)。競業禁止義務を支配人のみに限ることに付ては、日本に於ても、從來異論のあ

るところのものである。

### 第一〇 代理商

代理商とは、使用人にあらずして、一定の商人のために繼續して其の營業の部類に屬する取引の代理又は媒介をなすことを引受くる者をいふ(第四一條)。

代理商の代理權は、本人の死亡によりて消滅せざるものと規定せられる(第四四條、日本商法第五〇六條)。

日本商法に於ける如く、代理商には競業禁止義務が課せらるることなく(日本商法第四八條)、斯かることは、専ら代理商契約の内容に一任せられてゐる。これは代理商は獨立の商人であり、本人との間に對等關係に立つもので、支配服從、從屬的關係に立つものでないとの見地に出づるものである。

### 第一一 仲立人

第七章の代理商迄は、日本商法の第一編總則に大體該當するもので、第八章の仲立人以下は、日本商法の第三編商行爲の規定の一部に該當するものである。滿洲國商人通法は、代理商、仲立人、問屋

を共に補助商人たる見地よりして、商業使用人の次に順次にこれを規定してゐる。

仲立人とは、商人の營業の部類に屬する契約の媒介を引受くるを業とする者をいふ(第四七條)。日本商法と異にし、媒介せらるる當事者の一方は、少くとも商人たることを要するものと解せられる(日本商法第五四三條)。

而して、小賣取引の媒介に付ては、仲立人日記帳にこれを記載することを要せず、氏名黙秘義務に關する規定も適用せられざる等の特例が設けられてゐる(第五四條、第五六條但書)。

### 第二二 問屋

問屋とは、自己の名を以て、他人のために物品又は有價證券の販賣、又は買入をなすことを引受くるを業とする者をいふ(第五八條)。日本商法上は、「有價證券」は法文に現はされてゐないが、解釋上はこれを包含するものとせられてゐる(日本商法第五五一條)。商人通法では、特にこれが法文に現はされてゐる。日本商法と同じく、準問屋なるものが認められてゐる(第六七條)。

問屋の權利義務に關する第六十條第二項の規定、第六十五條の規定の如きは、日本商法に存しないところのものである。前者は、問屋の職務上取得した債權につき其の歸屬者を規定するものであり、

後者は商人たる委託者と問屋との間には商事賣買に關する規定を準用する旨を規定するものである。

尙、準問屋は、日本商法と異り、問屋以外のすべての取次業を包含する(第六七條)。

### 第二三 匿名組合

匿名組合とは、當事者の一方が相手方たる商人の營業のために出資をなし、相手方が其の營業より生ずる利益を分配すべきことを約することにより、其の效力を生ずるものである(第六八條)。

匿名組合員の權利を、債權者が差押へることにつき、日本商法と異なる規定が設けられてゐる(第七四條、第七五條)。

### 第二四 商人の行爲に關する特則

商人の行爲に關する特則として、次の如きものが規定せられてゐる。滿洲國商法は、商人法主義を採用し、所謂絶對的商行爲を認めない結果、これらの特則は常に商人の行爲にのみ適用せられるものである。

(一) 商人の契約に關する特則

(イ) 諾否通知義務(第七八條)



- (ロ) 送付品保管義務 (第七九條)
- (二) 商人の行爲の有償性
- (イ) 報酬請求權 (第八〇條)
- (ロ) 利息請求權 (第八一條)
- (三) 商人の留置權 (第八二條)

日本の商法では、商人留置權の外に、代理商、問屋、運送取扱人、陸上及び海上運送人のために特別の留置權制度が認められてゐるが、滿洲國では、代理商と問屋に付てのみ特別の留置權が認められ、運送取扱人と陸上運送人及び倉庫營業者に付ては、商人留置權の外に質權の成立が認められてゐる(運送法第二七條、第四五條、第四六條、倉庫法第二六條)。

- (四) 流質契約禁止の解除(第八三條、民法第三三二條)。
- (五) 交互計算に關する規定(第八四條乃至第八八條)。
- (六) 商事賣買に關する規定
- (イ) 賣主の自助賣却權 (第八九條)

- (ロ) 買主の瑕疵通知義務 (第九〇條)
- (ハ) 買主の送付品保管義務 (第九一條、第九二條)
- (七) 寄託に關する規定 (第九三條)

### 第一五 日本商法との比較

第十一章の商人の行爲に關する特則は、日本、法商行爲編の第一章通則、第二章賣買、第三章交互計算に該當するところのものであるが、これを日本商法と比較するに、商人通法に於ては、日本商法に存する左の如き特別規定は存しない。

- (一) 商事法定利息の規定
- (二) 商事時效の規定
- (三) 有價證券に關する規定
- (四) 債務の履行、多數當事者の債務に關する特別規定

法定利息、時效等すべて民法で律せられ、商人に特別の取扱はなされない。有價證券亦民法で一括規定せられてゐる。債務の履行の場所に關しても、すでに民法に於て營業所の住所に對する優先的地

位が認められてゐる(民法第四五四條)。

### 第三章 會社法

#### 第一 内容の概観

會社法は、四百四十八條より成る大部の法典で、左の如き章節款に規定せられ、其の規定内容は殆んど全部、日本商法の第二編會社(昭和一三年四月五日法律第七二號)と同一である。

#### 第一章 總則

#### 第二章 株式會社

##### 第一節 設立

##### 第二節 株式

##### 第三節 會社の機關

##### 第一款 株主總會

##### 第二款 取締役

##### 第三款 監査役

##### 第四節 會社の計算

##### 第五節 社債

##### 第一款 總則

##### 第二款 社債權者集會

##### 第六節 定款の變更

##### 第七節 會社の整理

##### 第八節 解散及設立の効果

##### 第九節 清算

##### 第一款 總則

##### 第二款 特別清算

#### 第三章 合名會社

##### 第一節 設立

#### 商法 第三章 會社法

商法 第三章 會社法

一八六

第二節 會社の内部の關係

第三節 會社の外部の關係

第四節 社員の退社

第五節 解散並に設立の無效及取消

第六節 清算

第四章 合資會社

第五章 罰則

第二 會社の種類

滿洲國會社法の認むる會社の種類は、株式會社、合名會社、合資會社の三種類であり、日本の會社法に於ける如く、株式合資會社は認められない。日本に於て、株式合資會社は、無限責任社員と株主とを以て組織せらるる會社であるが、實際上其の利用せらるるものは少く、現に存するもの僅かに數十に過ぎないもので、昭和十三年の商法改正の際にも、其の制度の廢止が考慮せられたが、從來より存する制度であり、存在するも別に弊害はないといふ見地よりして、日本に於ては存置せられたもの

である。滿洲國に於ては、この制度に關する日本に於ける如き特殊の事情がないため、この制度を認めなかつた。

第三 規定の順序

日本商法に於ては、會社に關する規定は、合名會社を首位に置き、合資會社、株式會社の順序に配列せられてゐるが、滿洲國會社法に於ては、株式會社を首位に置き、合名會社、合資會社の順序に配列せられてゐる。會社中、最も多く利用せられ、最も重要なものは株式會社であり、これを首位に置くことは、今日の經濟生活を規律する上に、洵に時宜を得たものといふことを得る。

第四 外國會社

外國會社は、日本商法では會社編中に規定せられてゐるが、滿洲國では會社法中に包含せられず、別に單行の外國法人法(康德四年一〇月二二日公布、勅令第二九八號、同年一二月一日より施行)が設けられ、これに規定せられてゐる。

第四章 運送法

商法 第四章 運送法

一八七

### 第一 内容の概観

運送法は全部で五十七條、第一章を運送營業、第二章を運送取扱營業とし、外に附則五條を設けてゐる。陸上運送を對象とするもので、日本商法の運送營業と、其の外に運送取扱營業を包含する。大體は、日本商法の規定と同一であるが、日本の商行爲編改正要綱を取り入れ、例へば次の如く相違する點もある。

### 第二 運送状の効果

荷送人が運送状に不實又は不正確の記載をなし、運送人が損害を蒙つたときは、運送人は荷送人に對して損害賠償の請求をなすことを得る(第四條)。

### 第三 貨物引換證

運送人は荷送人の請求により、貨物引換證に荷受人の氏名又は商號と共に、この證券の所持人に運送品を引渡すべき旨を記載することを要する(第八條)。

### 第四 運送取扱人

運送取扱人は、單に陸上及び海上の運送の取次のみならず、其の代理又は媒介をなす者をも包含す

る(第四二條)。

### 第五 特別留置權の削除等

日本の商法では、運送人及び運送取扱人に、特別留置權が認められてゐるが(日本商法第五六二條、第五八九條)、これは削除せられてゐる。

以上の外、相次運送の場合の運送人の責任關係(第一九條)、荷主不明の運送品の處分(第三三條)等につき、特に規定が設けられてゐる。

## 第五章 倉庫法

### 第一 内容の概観

倉庫法は、三十七條より成る。日本商法の第三編第九章第二節の倉庫營業に該當すること、前述した。以下、日本商法と著しく異なる點につき、述べる。

### 第二 混藏寄託

倉庫法は、混藏寄託につき規定を設けてゐる(第二條)。所謂混藏寄託とは、數人より保管を依頼せ

られた油類、穀類の如き同種、同品質の代替物を混合して保管し、其中より何れのものも返還して  
もよい寄託で、倉庫の空間がよく利用されるので保管料が低廉となるの長所があるものである。

### 第三 單券主義

倉庫證券につき、單券主義が採用せられる(第四條)。倉庫證券に付ては、寄託者の請求により預證  
券及び質入證券の二券を交付する主義と、倉庫證券の一券のみを交付する主義とがある。前者を複券  
主義と稱し、後者を單券主義と稱する。日本の商法は、この點、複券主義と單券主義とを併用してゐ  
るが、實際の取引上複券は殆んど行はれてゐない。滿洲國の倉庫法は、日本の商法と異り、複券を認  
めなす。

### 第四 質權競合の場合の規定

倉庫營業者の質權と、運送人、海上運送人、運送取扱人の質權と競合する場合、並びに他の質權と  
競合する場合、其の優先順位につき規定を設けてゐる(第二七條、第二八條)。

## 第六章 海商法

### 第一 内容の概観

海商法は、百八十三條より成り、船舶及び船舶所有者、船長、運送、共同海損、船舶の衝突、海難  
救助、船舶債權及び船舶抵押權の七章に分れてゐる。日本商法の第四編海商に該當するものであるが  
海上保險は包含せられてゐない。

### 第二 委付主義

船舶所有者の責任に付ては、日本商法と同じく委付主義が採られてゐるが、委付による效力等を明  
確ならしむる規定が設けられてゐる(第一〇條以下)。

### 第三 船長

第二章は船長のみにつき規定し、海員に關する部分は雇傭契約によるものとして、海商法より除外  
せられてゐる。

### 第四 船舶の衝突

船舶の衝突につき、第五章として規定が設けられ、船舶衝突に付ての規定の統一に關する條約に基  
き、規定がなされてゐる。

又、海難救助に付ても、海難に於ける救援、救助に付ての規定の統一に關する條約が採用せられ、日本商法とは其の規定を異にしてゐる。

## 第七章 手形法

本法は、本文七十八條並びに附則より成り、第一編爲替手形、第二編約束手形に分れてゐるが、日本の手形法が國際統一手形條約による統一規則を採用すると同じく、滿洲國も亦統一規則に據るの地よりして、其の規定内容は、日本の手形法と全然同一である。兩法の相違と言へば、日本商法にのみ必要な日本手形法第八十條の規定の如きが存しないのみである。

## 第八章 小切手法

小切手法は、全文七十九條より成るが、これ亦、國際統一小切手條約による統一規則に據るの見地よりして、統一規則を採擇する日本の小切手法と殆んど同一である。ただ、日本小切手法にのみ必要な、同法第六十四條、第六十六條の規定の如きが存しないのみである。

因みに、手形法と小切手法とは、他の商事法規より早く公布せられ、施行せられた（康徳四年五月一三日公布、同年一〇月一日より施行）。

# 刑法

## 第一章 刑法の制定

### 第一 刑法の制定

滿洲國の新刑法は、康德四年一月四日勅令第一號を以て制定公布せられ、同年四月一日より施行せられた。

新刑法の制定までは、大同元年教令第三號「暫ク従前ノ法令ヲ援用スルノ件」により、従來行はれてゐた民國の刑法が施行せられてゐたが、この援用刑法は滿洲國の建國の趣旨、國體乃至國情と相副はないもの少なからず、獨立國家としても刑法典の如きは獨自のものを絶對必要とし、領事裁判權の撤廢促進の上より見ても亦其の整備は不可缺のものであるため、新刑法典の立法は特に急がれ、ここに其の制定を見た。この刑法の立法に當つては、日本の泉二新熊博士が審核として參劄せられた。

### 第二 刑法制定の根本方針

滿洲國刑法制定の根本方針は、左の如くである。

- (一) 王道徳化の立國の本義を顯彰確保する。
- 即ち特殊階級の恣意に隸屬し、乃至は其の私的利益を擁護するの具たることを許さない。
- (二) 日滿一徳一心の不可分關係等の國情に適順する。
- 滿洲國の治安維持の特殊事情の如きも亦、考慮して立法せられる。
- (三) 大義名分を明かにし、道義が強調せられる。
- (四) 古來の醇風美俗は、努めてこれを維持助長する。
- 右の三、四により、東洋特殊の社會生活に即するものとし、徒らに歐米諸國の個人主義的立法には倣はなす。
- (五) 併し、先進諸國の立法の長所は努めて、これを攝取する。

### 第三 刑法の概観

刑法を概観するに、其の内容は、第一編總則、第二編分則並びに附則に分かれ、全編二百七十二條

より成る。

而して、第一編は更に十二章に分かれ、所謂刑法總論の部に屬し、犯罪、未遂罪、未遂犯、共犯、刑、累犯、競合犯、刑の適用、執行猶豫、假釋放、時效、期間其の他の事項に亘つて規定する。又、第二編は、所謂刑法各論の部に屬し、各犯罪の特別構成要件につき、三十九章に分ちて、これを規定してゐる。

刑法の編別配列はもとより、其の内容においても、日本刑法に類似する。併し、日本刑法の改正草案の規定の如きは、一足先に滿洲國刑法に採り入れたものがあり、又、滿洲國の特殊事情等よりして日本刑法と異つてゐる點も少くない。

## 第二章 刑法總則

### 第一特色

刑法總則の部に於ては、種々の特色があるが、其の主要のものとしては、例へば左の如きものを擧ぐることを得る。

(一) 重罪、輕罪、違警罪の區別が設けられ(第二條)、刑法は前二者につき規定し、違警罪に付ては別に違警罪處罰令(康徳五年三月三〇日治安部令第一七號)が制定せられてゐる。

(二) 刑事責任能力につき、滿十八歳未滿及び滿七十歳以上の老齡者に對しては、道義的立場と敬老憫老の思想より刑の減輕を規定してゐる(第一九條)。

(三) 共犯につき、共同正犯、教唆犯、從犯の區別を廢止せられ、共犯に關する規定が甚だ簡單にせられてゐる(第二七條乃至第二九條)。

(四) 裁判官に對し、宣告刑の量定につき一般的標準が示されてゐる(第五五條)。

(五) 刑の執行猶豫の規定が、擴張せられてゐる(第六四條乃至第六七條)。

特色と思はるる點としては、例へば以上の如きものがあるが、單に以上の如きに止まらない。以下、其の一々につき概説することとする。

### 第二 罪刑法定主義

刑法第一條は、「罪ト刑トハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と明定して、所謂罪刑法定主義の大原則を宣明する。斯かる直接的規定は、日本刑法には存しないが、併し罪刑法定主義そのものの存在は、肯定せ



らるるところである。

罪刑法定主義は、罪刑專擅主義に對立するところのもので、個人の自由を保障する所謂人權保障的見地よりして發達してきたものであるが、なほ、刑事裁判の平等性、確固性、社會國民の法律並びに正義に對する信頼の維持のためにも、意義を有するものである。滿洲國刑法は、刑法を晴明にし、國家の信義、權識、價値を昂めんとして、この大原則を第一條に規定してゐる。

第三 重罪、輕罪、違警罪

(一) 三者の區別

滿洲國刑法は國家の立場より見て重視する犯罪と比較的輕視する犯罪とを明かにし、國民をして自警自戒せしむるに便ならしむる見地よりして、左の如く、重罪、輕罪、違警罪の區別を設けてゐる(第二條)。

(イ) 重 罪

死刑又は無期若くは短期一年以上の徒刑若くは禁錮に該る罪を重罪とする。

(ロ) 輕 罪

短期一年未滿の徒刑若くは禁錮又は罰金に該る罪を輕罪とする。

(ハ) 違 警 罪

拘留又は科料のみに該る罪を、違警罪とする。

(二) 重罪と輕罪との區別の實益

刑法各則に規定せられるのは、重罪と輕罪とであるが、兩者は種々の點でその取扱を異にせられる。例へば、左の如くである。

(イ) 未遂犯の處罪

重罪の未遂は必ず罰せられるが、輕罪の未遂は特別の規定のある場合の外は罰せられない(第二二條第二項)。

(ロ) 刑の加重

人を重罪に陥るる目的を以て偽證、證據湮滅等の行爲をなした場合は、其の刑が特に加重せられる(第一二七條、第一二八條第三項)。

(ハ) 裁判所の管轄

重罪は、常に地方法院の管轄とせられるが、輕罪は原則として區法院の管轄とせられ、ただ禁錮以上の刑に該當し、情節繁雜なる事件のみ、地方法院の管轄とせられる(法院組織法第二一條、第二六條)。

(ニ) 外國人に對する適用

重罪及び長期五年以上の徒刑又は禁錮に該る輕罪竝に其の未遂罪は、滿洲帝國の領域外に於て、滿洲帝國の臣民に對して外國人が犯したる場合にも適用せらるるを原則とするが、其の他の輕罪に於ては、領域外に於ける外國人には其の適用はない(第六條、第五條)。

(三) 違警罪

(イ) 違警罪處罰令

違警罪に關しては、違警罪處罰令(康德五年三月三〇日治安部令第一七號)が發布せられ、これに如何なる行爲が違警罪に該當するかが定められてゐる。本令は、康德五年四月一日より施行せられてゐる。

(ロ) 違警罪即決令

違警罪に關しては、更に違警罪即決令(康德四年十一月勅令第四七九號)が制定せられてゐる。本

令は、康德四年九月一日より施行となつたものであり、本令により、違警罪を犯したる者に對しては「警察總監、警察廳長、縣ノ警察事務ヲ掌ル科長及旗ノ警務科長、警察署長、海上警察隊長タル警察官竝ニ鐵道警護隊長」に於て、其の所屬官署の管轄區域内に於て即決處分をなすことを得ることとなつてゐる(同令第一條第一項)。

而して、即決處分を受けたる者は、處分をなしたる官署の所在地を管轄する區法院に對し、正式裁判の請求をなし得るものとせられてゐる(同令第七條)。

(ハ) 違警罪と刑法

違警罪にも、刑法總則の規定は、原則として適用せられる。併し違警罪處罰令に特に規定のある場合は、この限りでない(第九條)。

徒刑は、違警罪には、特別の規定のある場合の外は、これを科せずとの規定がある(第四三條)。

違警罪に關しては、罪囚藏匿、罪囚隱避罪の如きは成立しないものとせられてゐる(第一二三條)。

尙違警罪處罰令第六條により、共犯中附隨の地位に在る者及び影響輕微なる行爲をなしたる者は、刑法總則の原則と異なり、其の刑を免除することとなつてゐる。

違警罪處罰令並びに違警罪即決例に關しては、なほ別に説明する「違警罪處罰令、違警罪即決例」の部の参照を乞ふ。

#### 第四 違法阻却事由

刑法所定の法條に觸るる行爲は、通常違法性のあるものであるが、一定の事由の存するときは、其の違法性は阻却せられる。其の事由として、滿洲國刑法の規定するは、左の如きものである。

(一) 法令 正當の業務に因る行爲

法令による行爲、正當の業務による行爲、その他法律上容認せられたる行爲は罪とならず。若し其の程度を超えたるときは、情狀により刑を減輕又は免除することを得る(第一〇條)。

日本刑法は、單に法令又は正當の業務によりなした行爲を罰しないとすに止まるが(日本刑法第三五條)、滿洲國刑法は、更に容認行爲、即ち運動競技の如きものの違法性阻却をも規定し、且つ程度を超えたる場合の處斷に付ても、規定を設けてゐる。

(二) 正當防衛

急迫不正の侵害に對し、自己又は他人の權利を防衛するため、已むを得ざるに出でたる行爲は、罪

とならず(第一一條第一項)。

防衛行爲にして若し必要の程度を超えたるときは、情狀により其の刑を減輕又は免除することを得る(第一一條第二項)。

これらの規定は、日本刑法と同一である(日本刑法第三六條)。

併しなほ、誤想防衛につき、一法律上罪ノ成否ヲ妨グル原因タルベキ事實アリト誤認シテ犯シタルトキハ故意アリト爲スコトヲ得ズ」と規定してゐる(第一五條)。

(三) 緊急避難

自己又は他人の生命、身體、自由若くは財産に對する急迫の危難を避くるため已むを得ざるに出でたる行爲は、其の行爲より生じたる害、其の避けんとしたる害の程度を超えざる場合に限り罪とならず(第一二條第一項)。

若し其の程度を超えたるときは、情狀により其の刑を減輕又は免除することを得る(第一二條第二項)。

緊急避難に關する規定は、業務上危難を冒すべき義務を有する者には、これを適用せず(第一二條

第三項。

これら緊急避難に関する規定も、その趣旨は、日本刑法の其れと同一である(日本刑法第三七條)。

第五 責任無能力者、限定責任能力者

責任無能力者、限定責任能力者に關し、滿洲國刑法は、左の如く規定してゐる。

(一) 十四歳未滿の者

十四歳未滿の者が罪を犯したるときは、これを罰しない(第一九條第一項)。これは、日本刑法も同様である(日本刑法第四一條)。

(二) 十八歳未滿の者

十四歳以上、十八歳未滿の者が罪を犯したるときは、其の刑を減輕することを得る(第一九條第二項)。

(三) 七十歳以上の者

七十歳以上の者が罪を犯したるときも、其の刑を減輕することを得る(第一九條第二項)。

右(一)並びに(三)は、日本刑法には規定はない。滿洲國刑法は、これを共に限定責任能力者となし

てゐる。

(四) 心神喪失者

精神障礙により事理を辨別する能力なき者、又は事理の辨別に從つて行爲をなす能力なき者が罪を犯したるときは、これを罰せず(第二〇條)。日本刑法には、この點單に心神喪失者の行爲はこれを罰せず、とあるに止まる。

(五) 心神耗弱者

能力耗弱なる者、罪を犯したるときは、其の刑を減輕することを得る(第二〇條後段)。日本刑法には、必ず其の刑を減輕すべきことになつてゐる(日本刑法第三九條第二項)が、滿洲國刑法では、單に場合により其の刑を減輕し得ることとなつてゐる。

なほ、日本刑法は、瘖啞者の行爲はこれを罰せず、又其の刑を減輕すと規定するが(日本刑法第四〇條)、滿洲國刑法には、これに該當する規定はない。

第六 故意、過失

故意、過失に關聯し、滿洲國刑法の規定するは、左の如くである。

(一) 犯罪の成否

(イ) 故意又は過失なくして、罪を犯したる者はこれを罰しない(第一三條第一項)。

(ロ) 故意のある場合は、すべてこれを罰する(第一三條第二項の反面解釋)。

(ハ) 過失により罪を犯したるときは、特別の規定のある場合に限りこれを罰する(第一三條第二項)。

(二) 故意を認め得ざる場合

(イ) 罪となるべき事實を知らずして犯したるときは、故意ありとなすことを得ない(第一四條第一項)。

(ロ) 事實の錯誤

罪本重かるべくして、犯す時知らざる者は重き罪の故意ありとなすことを得ない(第一四條第二項)これは、認識事實よりも、發生した事實が重い場合は、重き罪につき故意を認めざる規定で、即ち事實の錯誤に関する規定である。これに該當する日本刑法第三十八條第二項には、「罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラザル者ハ其ノ重キニ從ツテ處斷スルコトヲ得ズ」とあり、其の解釋に關しては、諸

説がある。滿洲國刑法は、日本刑法と異にし、「重キ罪ノ故意アリト爲スコトヲ得ズ」と規定してゐる。

(ハ) 違法阻却事由の認識

法律上、罪の成立を妨ぐる原因たるべき事實ありと誤認して犯したるときは、故意ありとなすことを得ない(第一五條)。

例へば行爲者が正當防衛と信じて殺害行爲に出でたやうな場合には、故意犯とはならない。尤も、過失犯として成立する場合はある。

(三) 法律の錯誤

法律の錯誤、即ち法律上自己の行爲は許容せらるるものと誤解して行爲をなしたる場合につき、左の如く規定する。

(イ) 法律を知らざるを以て、故意なしとなすことを得ない(第一六條本文)。

(ロ) 但其の情狀により、其の刑を減輕又は免除することを得(第一六條但書)。

この點、日本刑法には、單に其の刑を減輕することを得るものとせられてゐる(日本刑法第三八條

第三項)。

(四) 過失

過失の概念に關し、滿洲國刑法は、消極的の說明的規定を設けてゐる。

即ち「避ケ得ベカリシニ拘ラズ不注意ニ因リ罪ト爲ルベキ事實ヲ發生セシメタルニ非ザレバ過失ト爲スコトヲ得ズ」と規定してゐる(第一七條)。斯かる規定は日本刑法にはない(日本刑法第三八條第一項)。

尙、過失犯は特にこれを罰する旨の規定のある場合に限り、成立する(第一三條第二項)。

又、過失犯には、原則として徒刑を科することは出来ない(第四三條)。更に又、執行猶豫の宣告の失效するは、故意犯を犯したる場合に限り、過失犯は包含せられない(第六六條)。

假釋放の失效も亦、故意犯に限るものとせられる(第六九條第一項)。

(五) 結果的加重犯

例へば傷害致死罪(第一九八條第二項)の如く、犯人の豫想せざる結果に付ても亦責任を認め、之を加重する所謂結果的加重犯に關し、其の處罰の限界に關する規定を設けてゐる。

即ち「豫見セザリシ結果ノ發生ニ因リ加重ノ刑ヲ以テ處斷スルハ結果ノ發生ヲ豫見シ得ベカラザリシ場合ニ限ル」と規定する(第一八條)。これにより、豫見不能の、所謂不可抗力に付ては、結果的加重犯は成立しないこととなる。この點は、日本刑法には規定なく、學說上議論の存するところのものである。

第七 未遂犯

未遂犯に關しては、左の如き趣旨の規定を設けてゐる。

(一) 未遂犯の定義

犯罪の實行を開始し、これを遂げざるときは未遂犯とする(第二三條第一項)。

(二) 中止未遂

未遂犯には、障礙未遂と中止未遂の區別のあることを前提とし、中止未遂につき、「自己ノ意思ニ因リ犯罪ノ實行ヲ中止シ又ハ結果ノ發生ヲ防止シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス」と規定する(第二三條第二項)。因みに日本刑法には、「自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス」とある(日本刑法第四三條但書)。

(三) 未遂犯の處罰

未遂犯の處罰につき、日本刑法は、未遂犯は各本條に定めのある場合にのみこれを罰し、且つ障礙未遂は減輕することを得、中止未遂は、減輕又は免除するものとなしてゐる。これに反し、滿洲國刑法は、左の如く規定する。

(イ) 重罪の未遂犯は、必ずこれを罰する(第二二條第二項)。

(ロ) 輕罪の未遂犯は、特別の規定のある場合にのみ、これを罰する(第二二條第二項後段)。

(ハ) 未遂犯の刑は、既遂犯の刑と同じい。但し減輕することを得る(第二條第一項)。

(ニ) 中止未遂の場合には、其の刑を減輕し又は免除する(第二三條第二項)。

未遂犯の處罰に關しては、客觀主義と主觀主義との争があり、前者によれば未遂犯の處罰は既遂犯のそれと異にすべく、後者によれば、未遂犯の處罰は既遂犯と同一に取扱ふべきものとなる。滿洲國刑法は、この點、日本刑法に比し、一層主觀主義的傾向を有してゐる。

第八 豫備犯

(一) 規定の趣旨

滿洲國刑法は、未遂犯と共に、豫備犯に付ても規定し(總則第三章)、其の概念を明確ならしめてゐる。規定の趣旨は、左の如くである。

(イ) 罪を犯す目的を以て其の準備をなし、實行を開始するに至らざるときは、豫備犯とする

(第二四條第一項)。

(ロ) 豫備犯は、特別の規定のある場合に限り、これを罰する(第二四條第二項)。

(ハ) 犯罪の準備をなしたる後、實行開始の意圖を抛棄したるときは、其の刑を免除する(第二四條第六條)。

これは豫備中止に關する規定で、日本刑法には斯かる規定なく、斯かる場合に中止未遂罪の規定を準用し得るや否やにつき、學說上議論の存するところのものである。滿洲國刑法は、其の疑を避くるために、右の如き明文を設けてゐる。

(二) 豫備犯の罰せらるる場合

豫備犯は、上述(ロ)の規定の如く、原則としては罰せられず、例外的にのみ罰せられる、其の罰せられる場合は、左の如き各場合である。

- (イ) 内亂豫備 (第八四條)
- (ロ) 背叛豫備 (第九二條)
- (ハ) 國防機密侵害豫備 (第九四條第三項)
- (ニ) 私戰豫備 (第九九條第二項)
- (ホ) 爆發物使用豫備 (第一三九條)
- (ヘ) 放火豫備 (第一四七條)
- (ト) 決水豫備 (第一四七條)
- (チ) 通貨偽造豫備、同變造豫備 (第一六〇條)
- (リ) 有價證券偽造變造豫備 (第一六六條)
- (ヌ) 殺人豫備 (第一九七條)
- (ル) 尊屬殺豫備 (第一九七條)
- (ヲ) 強盜豫備 (第二五四條)
- (ワ) 常習強盜豫備 (第二五四條)

(カ) 勒贖豫備 (第二五四條)

### 第九 共 犯

(一) 共同正犯、教唆、從犯の區別の廢止

日本刑法は、共犯を更に共同正犯、教唆犯、從犯の三種に分ちて、規定してゐる(日本刑法第六〇條乃至第六二條)。これに反し、滿洲國刑法は、斯かる共犯の種類を認めず、等しくこれを共犯として處罰するものとなし、共犯の規定を簡單にしてゐる。其の規定の趣旨は、左の如くである。

- (イ) 二人以上罪の成立に加功したるときは、共犯とする(第二七條第一項)。
- (ロ) 共犯は皆、各本條に照して處斷する(第二七條第二項)。
- (ハ) 共犯中、左の者の刑は減輕することを得る(第二八條)。
  - (1) 共犯中附隨の地位に在る者
  - (2) 共犯中影響輕微なる行爲をなしたる者

(二) 共犯の科刑

共犯の科刑は、右第二八條により、一定の場合にこれを減輕することを得るものと定められてゐ



る。所謂共同正犯者に該當する者でも、其の刑が、減輕せられることがあり、又、從犯に該當する者でも、刑が減輕せられないこともある。これらの點は、共同正犯者、教唆者には刑の減輕がなく、これに反し、從犯者には必ず刑の減輕があるものとせられる日本刑法と趣を異にするところのものである。尙、違警罪に付ては、例外として、刑を免除することを得るものとせられてゐる（違警罪處罰令第六條）。

(三) 教唆犯

滿洲國刑法は、共犯の理論中には教唆を認めてゐないが、犯罪の態様としては教唆を認め、左の如き規定を設けてゐる。

(イ) 他人に對し犯罪を教唆し、被教唆者罪を犯すに至らざる時は、豫備犯に準ずる（第二五條）。

(ロ) 即ち豫備犯を罰する旨の特別の規定のある場合に限り、これを罰する（第二四條第二項）。

刑法理論上、教唆犯には、從屬犯説と獨立犯説との争があり、通説は前説で、前説から言へば、被教唆者の犯罪の實行を條件としてのみ、教唆犯は成立する。併し、重い犯罪に付てまで、この理論に

より教唆犯の成立を否定することは妥當でなく、従つて、右の如き規定を設け、或る場合には教唆行為だけで犯罪が成立するものとなしてゐる。右の規定は、世界何れの刑法典にも見ざる異色のあるものである。若し被教唆者が犯罪を實行したときは、普通の共犯として第二十七條、第二十八條によつて處斷せられる。

(四) 間接正犯

責任無能力者又は故意なき者を利用して自己の企圖する犯罪を實現する所謂間接正犯に關しては特に規定はなく、これ亦、共犯に關する規定によりて處斷せられる。

(五) 身分により刑の輕重ある犯罪の共犯

身分を要件とする罪の成立に加功したるときは、其の身分なき者と雖もなほ共犯とせられ、又、身分による刑の輕重又は免除は、身分のない者には其の效力を及ぼさないものとせられる（第二九條）。

第一〇 累犯

(一) 累犯の意義

累犯とは、徒刑の執行を終り、又は其の執行の免除を得たる後五年以内に、更に罪を犯し有期徒刑に處せらるべきときに成立する(第四四條)。徒刑の執行中假釋放となりたる者に付ても、同様である(第四四條第二項)。

(二) 累犯の處分

累犯は、二十年を超えざる範圍内に於て、其の罪につき定めたる徒刑の長期の二倍以下を長期として、これを處斷する(第四五條)。

以上の規定は、日本刑法のそれと略同一である(日本刑法第五六條以下)。

第一一 競合犯

(一) 競合犯の意義

競合犯とは、確定裁判を経ざる數罪をいふ(第四七條)。日本刑法の、所謂併合罪に該當するものである。

競合犯は數罪であるが、合一して判決がなされる(第四九條)。

競合犯に關しては、吸收主義、併科主義、加重主義が折衷して採用せられてゐる(第四八條以下)。

例へば二個の有期徒刑又は禁錮に處すべき罪のあるときは、最も重き刑の長期に其の半數を加へたるものを長期とし、短期の最も長いものを短期とせられ、加重主義が採られる。尤も長期に付ては、各刑の長期を合したるもの、及び二十年を超ゆることを得ないものとせられてゐる(第四九條)。

(二) 想像的競合犯

想像的競合犯とは、一個の行爲にして、數個の罪名に觸るる場合をいふ。日本刑法に於ては、講學上、想像的併合罪と稱せられるところのものである。

想像的併合罪は、日本刑法では、これを一罪と認め、重きに從つて處斷することとしてゐる(日本刑法第五四條)。これに反し、滿洲國刑法は、これを數罪と認め、競合犯の規定を適用することとする(第五四條第一項)。即ち滿洲國刑法の方が、重く處罰せられることとなる。

(三) 牽連犯

牽連犯とは、犯罪の手段若くは結果たる行爲にして他の罪名に觸るる場合をいふ。

これは、日本刑法と異り、これを數罪と認め、競合犯の規定に從つて處罰することとしてゐる(第五四條第一項)。

(四) 連續犯

連續犯とは、連續したる數個の行爲にして、同一の罪名に觸れ且つ同一の法益を侵害したる場合をいふ。斯かるものは、一罪として處斷せられること、日本刑法と同じい(日本刑法第五五條)。

併し若し其の法益の異るときは、これを一罪とせず、競合犯として處斷せられる(第五四條第二項)これは、日本刑法には存せざるところのものであり、法益の異同によつて其の處分を異にするは、甚だ異色のある立法といふべきである。

第一二 刑の種類

滿洲國刑法の定むる刑の種類は、左の如くである(第三〇條以下)。

(一) 死刑

生命刑であり、監獄内に於て絞首してこれを執行する(第三二條)。

(二) 徒刑

日本刑法の懲役に該當するもので、徒刑監に拘留して定役に服せしむるものである。

無期徒刑と有期徒刑とがあり、有期徒刑は一月以上十五年以下と定められる。尤も特別の規定のある場合は、二十年迄延長することが出来る(第三三條)。

(三) 禁錮

禁錮は、禁錮監に拘留して執行する(第三四條)。定役のない點、徒刑と異なる。

禁錮も、無期と有期とに分かれてゐる。有期は、一月以上十五年以下と定められ、特別の規定のある場合には、長期二十年迄延長することが出来る。

(四) 罰金

罰金は二十圓以上で、罰金を完納することが出来ない者は、一日以上二年以下の期間これを勞役場に留置して刑を執行する(第三五條、第三八條)。

(五) 拘留

拘留は、一日以上六十日以下で、拘留場に拘留して執行する。作業に服せしむることが出来る(第三六條)。

(六) 科料

科料は、五角以上五十圓以下で、若しこれを完納すること能はざる者は、一日以上五十日以下の期

間、これを勞役場に留置する(第三七條、第三八條第二項)。

以上が主刑である。これに反し、以下の二者は從刑である。

(七) 沒收

沒收は、犯人の所有に屬する一定のものを、法院の自由裁量によりて、國家のものとなすをいふ(第四〇條)。

(八) 效用毀滅

效用毀滅は、滿洲國刑法の特に認めた刑である。即ち通貨偽造、有價證券偽造、文書偽造又は印文偽造の罪より生じた物で、これを沒收することが出來ずして、單に其の一部分の使用を無効ならしめて物自體を返還するをいふ(第四一條)。

以上の二者は、從刑で(日本刑法の附加刑)、過失犯及び違警罪には、原則として科せられない(第四三條)。

なほ、從刑は、主刑の宣告又は訴追をなさざる場合と雖も、これを科することを得るものとせられる(第四一條)。

滿洲國刑法の認むる刑の種類は以上の如くで、左の如き刑は、これを認めない。

(一) 關東州に於て現に行はるる答刑の如き身體刑

(二) 公權剝奪の如き名譽刑

答刑の如きが認められないのは、治外法權の撤廢により日本人の如きが刑法の適用を受くるも、何等の不安を感じしめないことも、其の理由の一つである。

### 第三三 刑の加重減免

刑法の分則に定めらるる法定刑は、或は加重せられ、或は減免せられる。其の事由を概括すると、左の如くである。

(一) 刑の加重の事由

(イ) 競合犯の加重 (第四九條等)

(ロ) 累犯の加重 (第四五條)

(二) 刑の減免の事由

(イ) 超過容認行爲 (第一〇條第二項)

- (ロ) 過剰防衛行爲 (第一一條第二項)
- (ハ) 過剰避難行爲 (第一二條第二項)
- (ニ) 法律の不知による行爲 (第一六條但書)
- (ホ) 十八歳未満又は七十歳以上の者の行爲 (第一九條第二項)
- (ヘ) 能力耗弱者の行爲 (第二〇條)
- (ト) 未遂減刑 (第二三條)
- (チ) 中止未遂減刑 (第二三條)
- (リ) 豫備犯の實行抛棄 (第二五條)
- (ヌ) 共犯附隨者の減刑 (第二八條)
- (ル) 自首減刑 (第五七條第一項)
- (ヲ) 首服減刑 (第五七條第二項)
- (ワ) 裁判上の減刑 (第五八條)

以上の加重減輕事由の競合した場合の處置に關しては、規定が設けられてゐる (第五九條乃至第六

二條)。

#### 第一四 宣告刑量定の標準

裁判官の宣告刑量定の標準に關しては、左の如き規定を設け、以て裁判官各自の裁量の間に甚しい懸隔を生ずることを防いでゐる。

「刑ノ適用ニ付テハ犯罪ノ目的、動機、手段、結果、犯人ト被害者トノ關係、犯人ノ年齢、性行、智能、境遇、經歷及其ノ犯罪後ノ情況ヲ斟酌スベシ」(第五五條)。

右と略同一の事情のあるとき、檢察廳は被疑者を不起訴處分となし得るものと刑事訴訟法に規定せられるが(刑事訴訟法第二四一條)、宣告刑の量定に當りても、右の如き標準によるべきことが特に定められてゐる。

#### 第一五 徒刑と禁錮刑との選擇

刑の量定には、徒刑と禁錮刑との選擇につき、左の如き趣旨の規定が設けられてゐる(第五六條)。

(一) 同一の罪につき、徒刑及び禁錮刑の定ある場合は、犯罪が道義上又は公益上の動機に出で、宥恕すべきものなるときに限り禁錮を科し、然らざる以上は徒刑を科する。

(二) 或る罪につき法定刑が徒刑のみの場合でも、犯罪が道義上又は公益上の動機に出で特に宥恕すべきものなるときは、徒刑に代つて禁錮刑を科することが出来る。この場合、禁錮刑の期間は徒刑の期間と同一である。

### 第一六 刑の執行猶豫

刑の執行猶豫に關しては、第六十四條乃至第六十七條に亘り、其の條件、失效及び取消、效力等につき規定せられてゐる。これらの規定は、日本刑法との間に可成の相違がある。即ち、其の相違點を主として説明せんに、左の如くである。

(一) 日本刑法上、執行猶豫を附し得るは、二年以下の懲役又は禁錮の言渡を受くる場合である(日本刑法第二五條)。これに反し、滿洲國刑法に於ては、三年以下の徒刑又は禁錮を科する場合である(第六四條)。

(二) 五百圓以下の罰金を科する場合に於て、情狀により裁判確定の日より六月以上三年以下の期間其の刑の執行を猶豫することを得る(第六四條第二項)。罰金の執行猶豫は、日本刑法に於ては認められなす。

(三) 刑を併科する場合は、其の一のみに付き刑の執行を猶豫することを得(第六五條)。

(四) 執行猶豫の宣告は、一定の場合當然に其の效力を失ふものとし、而して失效するは、猶豫期間内に故意罪を犯したる場合に限るものとなす(第六六條)。

(五) 執行猶豫の期間が経過した場合には、刑の宣告は將來に向つて其の效力を失ふものとする(第六七條)。この點、日本刑法には、單に、「刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ」とある。

### 第一七 假釋放

(一) 假釋放とは、日本刑法の假出獄に該當するもので、其の條件は日本刑法と同じい(日本刑法第二八條)。即ち徒刑又は禁錮の執行を受くる者、改悛の情顯著なるときになされるもので、無期刑に付ては十年以上を経過したること、有期刑に付ては、刑期の三分の一を経過したることが條件である(第六八條)。

(二) 假釋放は、一定の場合失效し、又は取消される(第六九條)。

(三) 假釋放の處分、其の效力を失ふことなく、又は取消されることなく釋放の日より、無期刑に付ては十五年、有期刑に付ては殘刑期を経過したるときは、殘刑の執行は免除せられる(第七一條)。

### 第三章 刑法各則

#### 第一特色

刑法各則は、重罪並びに輕罪に該當する各犯罪の構成要件並びに處刑につき規定するものであるが概觀するに、法定刑の長期、短期の幅、多額、寡額の幅が廣く規定せられてゐる。蓋し滿洲國には、種々の人種が共存共和の生活をなしをり、其の間に生活、文化の程度を異にしてゐるため、刑法の適用に不都合のないやう自由裁量の幅を廣くせられてゐるためである。

刑法各則を、舊採用刑法等に比較し、特色として左の如きことが擧げられる。

(一) 國礎を鞏固にし、國家の健全なる治安維持をはかるために、次の如き罪が新に規定せられ或は精密にせられてゐる。

- (イ) 帝室に對する罪 (第七九條乃至第八一條)
- (ロ) 内亂の罪 (第八二條乃至第八六條)
- (ハ) 背叛の罪 (第八七條乃至第九五條)

(ニ) 國交危害の罪 (第九六條乃至第一〇一條)

(二) 國の治安を確立する目的を以て、犯罪の刑罰は一般に嚴重にせられる外、左の如き刑が新たに設けられてゐる。

- (イ) 犯罪意圖團結罪 (第一三五條)
- (ロ) 犯罪煽動罪 (第一三六條)
- (ハ) 秩序紊亂財界攪亂罪 (第一三七條)
- (ニ) 爆發物使用罪 (第一三八條)
- (三) 日滿不可分一體の關係よりして、左の如き刑が規定せられてゐる。
  - (イ) 日本に對する背叛の罪 (第九五條)
  - (ロ) 日本の通貨、有價證券、郵便切手等に關する罪 (第一五七條、第一六一條、第一六四條)
  - (ハ) 神社に對する不敬罪 (第一七九條)

(四) 公務執行妨害罪 (第一一三條乃至第一一七條)、交通妨害罪 (第一五〇條乃至第一五三條)、強盜勒贖罪 (第二四七條乃至第二五四條) 等は、國家の治安を確立する目的を以て、其の規定を詳密に

せられ、刑罰を嚴重にせられてゐる。

(五) 瀆職罪(第一〇二條乃至第一一二條)は、綱紀の肅正をはかり、職權濫用、賄賂授受を禁壓する目的を以て、其の規定を詳密にせられ、刑罰を嚴重にせられてゐる。

(六) 誣告罪(第一三二條、第一三三條)、偽證罪(第一二五條)等、墳墓被掘罪(第一八一條等)等は滿洲國の陋習たるに鑑み、其の規定を詳密にせられ、刑罰を嚴重にせられてゐる。

(七) 遺棄罪(第二一一條乃至第二一二條)に關する規定は、家族制度の助長發展の見地より、精密周到に規定せられてゐる。

(八) 略取及び誘拐の罪(第二七章)、姦淫の罪(第二八章)、脅迫及び強要の罪(第二九章)、名譽毀損の罪(第三二章)、祕密侵害の罪(第三三章)等は、財物偏重の思想を排し、名譽、自由、貞操等の人格的利益に對する保證を厚くする見地よりして規定せられてゐる。

(九) 親族間の犯罪には、特に情義孝道の見地より、刑の加重減免が規定せられてゐる(第一二三條第二項、第一三〇條、第一九四條、第一九九條、第二四六條)。

(一〇) 阿片に關する罪は、特別法に讓られ、刑法中には規定せられない。

## 第二 罪の種類

滿洲國刑法は、罪の種類を三十九章に分ち規定してゐる。即ち其の種類は左の如くで、略日本刑法のそれと同一である。

帝室に對する罪 (第二章)

内亂の罪 (第二章)

背叛の罪 (第三章)

國交危害の罪 (第四章)

瀆職の罪 (第五章)

公務妨害の罪 (第六章)

逃走及び藏匿の罪 (第七章)

偽證及び證憑湮滅の罪 (第八章)

誣告の罪 (第九章)

公共危害の罪 (第十章)

刑法 第三章 刑法各則



刑法 第三章 刑法各則

- 命、險物に關する罪 (第十一章)
- 放火及び決水の罪 (第十二章)
- 交通妨害の罪 (第十三章)
- 飲料水汚毒の罪 (第十四章)
- 通貨偽造の罪 (第十五章)
- 有價證券偽造の罪 (第十六章)
- 文書偽造の罪 (第十七章)
- 印文偽造の罪 (第十八章)
- 禮拜所及び墳墓褻瀆の罪 (第十九章)
- 風紀に關する罪 (第二十章)
- 賭博の罪 (第二十一章)
- 殺人の罪 (第二十二章)
- 傷害及び暴行の罪 (第二十三章)

- 墮胎の罪 (第二十四章)
- 遺棄の罪 (第二十五章)
- 逮捕及び監禁の罪 (第二十六章)
- 略取及び誘拐の罪 (第二十七章)
- 姦淫の罪 (第二十八章)
- 脅迫及び強要の罪 (第二十九章)
- 住居侵入の罪 (第三十章)
- 名譽毀損の罪 (第三十一章)
- 信用及び業務妨害の罪 (第三十二章)
- 祕密侵害の罪 (第三十三章)
- 窃盜の罪 (第三十四章)
- 強盜及び勤贖の罪 (第三十五章)
- 詐欺及び恐嚇の罪 (第三十六章)

刑法 第三章 刑法各則

横領及び背任の罪 (第三十七章)

贓物に関する罪 (第三十八章)

損壊の罪 (第三十九章)

以上の各罪の規定内容は、略日本刑法のそれと同一であるから、以下、主として満洲國刑法の特色と思はるる點につき、説述する。

### 第三 大逆罪

大逆罪は、皇帝又は皇后に對し危害を加へ又は加へんとするにより成立する罪で、死刑に處せられるものである(第七九條)。單に危害を加ふる場合に止まらず、危害を加へんとする場合、即ち例へば豫備、陰謀、煽動、助力等の行爲をなした場合も、當然本罪が成立する。

本罪は最も重大なるものであるから、刑法各則の冒頭に規定せられてゐる。

而して、大逆罪に関する刑事訴訟事件は、唯一至高の合議法院たる最高法院の特別管轄とせられ、一審にして且つ終審たるものとせられる(法院組織法第三七條)。蓋し斯かる特別の大罪は、裁判を迅速に確定するを要し、且つ又上下法院に於て國家意思が二三に表現せられることを防止するの要があるためである。

### 第四 背叛の罪

(一) 敵國、外國の意味

背叛の罪(第三章)は、原則として敵國の利益をはかる行爲を處罰するもので、戰時狀態成立後の行爲が犯罪となる。併し背叛罪の所謂敵國とは、宣戰布告を要件とする國際公法上の戰爭のある場合のみを前提とせず、満洲國と戰爭の危機の切迫した外國も亦敵國と看做される。又、外國人の團體の如きも外國と看做される(第九三條)。

(二) 攻守同盟國に適用

背叛の罪は、満洲帝國に對してのみならず、攻守同盟國に對する行爲に付ても亦適用せられる(第九五條)。所謂攻守同盟國とは、大日本帝國を意味する。即ち本條は、日滿不可分一體の國家成立の基礎を保護せんとするものである。

### 第五 辱職罪

瀆職の罪の章の第一百五條に規定せられるもので、公務員が行ふべき職務上の義務を怠るとか、又は

義務に背くことによりて成立する犯罪で、處罰は五年以下の徒刑又は禁錮である。例へば司法主任が犯人の利益をはかる目的を以て、取調をなさず釋放するが如き行爲は、これに該當する。因みに、滿洲國刑法には、日本刑法に於けるが如く、公務員の定義は掲げられてゐない(日本刑法第七條)。最高法院の判例に、一公務員とは國家の機關として公務に従事するの職員を謂ひ、公務とは本來國家的公權に基く事務にして、公務の執行者に對し之を遂行すべき權能を附與せらるるを特徴とす」といふのがある(康徳四年二月七日最高法院判決)。

### 第六 準收賄罪等

準收賄罪とは、現在公務員又は仲裁人の地位に在る者が職務に關し收賄した場合に對し、將來公務員又は仲裁人たらしとする者、又は嘗つて公務員又は仲裁人たりし者の收賄行爲の處罰に關するものである。前者に付ては、其の收賄行爲は、公務員又は仲裁人になつたときに處罰せられる(第一〇九條)。其の處罰は、五年以下の徒刑である。又、後者の處罰は、三年以下の徒刑である(第一一〇條)。尙、滿洲國に於ては、刑法により公務員、仲裁人等につき瀆職罪が成立する外、特別法たる「特殊團體、職員の瀆職處罰に關する件」(康徳六年九月一日勅令第二二八號)により、一定の特殊團體の、

職員に付ても瀆職罪が成立する。

右の勅令によるに、瀆職罪の成立する特殊團體は左の如きものである。

- (一) 會社其の他の法人にして、當該法人につき特に法律を制定し又は條約を締結したるもの
- (二) 前者の法人に準ずる法人其の他の團體にして國務總理大臣の特に指定するもの

この國務總理大臣の指定に關しては、別に「特殊團體員の瀆職處罰に關する件」の團體の指定(康徳六年九月一日院令第三七號)なるものがある。

### 第七 犯人藏匿、隱避罪

犯人藏匿、隱避罪(第一二三條)は、重罪若くは輕罪の犯人、被告人若くは被疑者又は逃走し若くは奪取せられた者に付て成立する。日本刑法上は、被疑者及び被告人を包含するか否かに關し學說が分かれてゐるが、滿洲國刑法は、明文を以て積極に解してゐる。

日本の刑法には、罰金以上の刑に該る罪を犯したる者を云々とあるが、滿洲國刑法でも、違警罪は包含せられず、重罪若くは輕罪に限らる。

本罪を、親族が本人の利益のために犯した場合、日本刑法には、これを罰せずとせられてゐるが、

滿洲國刑法では、其の刑を減輕又は免除するものとせられてゐる。

### 第八 偽證罪

#### (一) 宣誓の要件

偽證罪は、日本の刑法では、法律に依り宣誓したる證人、鑑定人又は通事に付て成立し、宣誓が一つの要件となつてゐる(日本刑法第一六九條、第一七一條)。これに反し、滿洲國刑法では、法律に依る證人等に付て成立するものとせられ(第二二五條、第二二六條)、宣誓は要件とせられない。尤も宣誓をなさざる場合は、情狀輕しと見られ、其の刑を減輕又は免除するものとせられてゐる(第二二五條第二項)。

#### (二) 加重偽證罪

人を重罪に陥るる目的を以てなされた偽證行為等は、特に加重せられる(第二二七條)。

#### (三) 刑の減輕免除

自己の刑事處分を免るるため、偽證行為又は證憑湮滅行為をなした者、又、本人の利益のために親族が犯したるときは、其の刑を減輕又は免除せられる(第二三〇條)。

### 第九 騷擾罪

騷擾罪につき、日本刑法は、首魁、指揮者、附和隨行者を區別するが、滿洲國刑法は、何等の區別を設けず、十年以下の徒刑若くは禁錮又は千圓以下の罰金に處することとしてゐる(第一三三條)。蓋し騷擾罪は、内亂罪や叛徒罪の如く組織的のものでなく、又深刻な目的を有する聚合でもないからである。

### 第一〇 犯罪意圖團結罪

本罪は、重罪又は長期七年以上の徒刑に該る輕罪を犯す目的を以て團結するによりて成立するもので(第一三五條)、日本刑法には規定せられてゐないものである。

### 第一一 犯罪煽動罪

本罪は、多衆に對し犯罪を犯すことを獎勵又は煽動することによりて成立するもので、公衆に對し演説を以て犯罪を獎勵し、又は煽動するを通常の行為とするものと思はれる。處罰は、五年以下の徒刑若くは禁錮又は千圓以下の罰金である(第一三六條)。

### 第一二 秩序紊亂、財界紊亂罪

本罪は、公共の安寧秩序を紊亂する目的、又は財界の平穩なる取引を攪亂する目的を以て、虚説を流布し又は偽計を用ひることによりて成立する犯罪で、處罰は平常時に於ける場合と、天災事變との場合に分けられ、前者の場合は七年以下の徒刑又は五千圓以下の罰金であり、後者の場合は、一年以上十年以下の徒刑と特に重く定められてゐる(第一三七條)。

### 第一三 放火罪

放火罪の實體につき、滿洲國刑法は、現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、船車又は鑛坑と、人の住所に使用せず又は人の現在せざる建造物、船車、鑛坑又は其の他の物との二種類のみを認むる。前者に付ては、無期又は五年以上の徒刑に處し、後者に付ては、一年以上の有期徒刑に處する(第一四三條)。而して、後者の罪の成立には、公共の危険の發生を條件とする。

日本の刑法に於ては、客體を(一)現に人の住居に使用又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船又は鑛坑、(二)現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船又は鑛坑、(三)以上に包含せられざるもの三者に分け、且つ自己の所有物たる与否によりても區分し、更に又、延燒罪を認めてゐるが、滿洲國刑法は、斯かる區別は認めてをらない。

### 第一四 阿片に關する罪

阿片に關する罪は、日本刑法には第十四章に規定せられてゐるが、滿洲國刑法にはその規定がなく特別法に委ねられてゐる。蓋し滿洲國に於ける阿片吸食の陋習甚しきことと、一面、取締法規たることとを考慮せられたによるものである。特別法としては、大同元年十一月三十日公布教令第一一一號阿片法があり、又、阿片以外のモルヒネ、コカイン等に關して、康徳四年七月二十二日勅令第二一五號麻藥法がある。

### 第一五 準有價證券偽造罪等

日本の刑法には、他人の代理資格を冒用して有價證券を作成する場合に關して規定がなく、この場合、有價證券偽造罪の成立ありや否やに關し學説が分かれてゐる。

滿洲國刑法は、この點につき、「他人ノ事務ノ處理者タル資格ヲ詐リ行使ノ目的ヲ以テ有價證券ヲ作成シ又ハ有價證券ニ裏書其ノ他ノ記入ヲ爲シタル者亦前者ニ同ジ」と規定し、明文を以て積極に解してゐる(第一六二條)。この場合の處罰は一年以上の有期徒刑である。文書偽造に關しては、後述の如く、同趣旨の規定がある(第一六八條第二項、第一七一條第二項)。

第一六 印紙郵便證票に関する罪

収入印紙、郵便切手其の他の郵便料金を表彰する證票は、これを一般の有價證券と區別し、其の偽造、變造、再使用、再使用交付につき特に規定してゐる(第一六四條、第一六五條)。

第一七 準文書偽造罪

滿洲國刑法は、資格を詐り行使の目的を以て公文書又は私文書を作成したる者を、偽造又は變造罪として處罰する旨を定めてゐる(第一六八條第二項、第一七一條第二項)。

日本の刑法には、このことに關し明文がなく、判例又は學説は大體にこれを處罰し得ることとなしてゐるが、なほ議論の餘地がある。

所謂資格を詐るときは、他人の代理人たる資格を詐る場合と、或る事項に關し他人名義の文書を作成する権限を有する者が、當該名義を以て、擅に其の権限外の事項に關する文書を作成する場合との二場合を包含する。

前述の準有價證券偽造罪等と、同趣旨の規定である。

第一八 有形偽造、無形偽造

文書の有形偽造とは、文書の作成名義人を詐る場合をいひ、無形偽造とは、作成名義人に偽りはないが、文書の内容に偽りのある場合をいふ。滿洲國刑法は、有形偽造を罰すること勿論であるが(第一六七條、第一六八條、第一七一條等)、無形偽造も亦廣くこれを罰する。左の如きものは、これに屬するものである。

- (一) 虚偽公文書作成罪 (第一六九條前段)
- (二) 自發公文書變造罪 (第一六九條後段)
- (三) 公正證書原本不實記載罪 (第一七〇條第一項)
- (四) 證明書不實記載罪 (第一七〇條第二項)
- (五) 自發私文書變造罪 (第一七二條)
- (六) 虚偽私文書作成罪 (第一七三條)

第一九 印文偽造罪

印文偽造罪(第十八章)は、日本刑法の印文偽造罪に該當するものであるが、其の客體は、印章、記號、印文、署名及び記名の各種のものである。日本の刑法では、記號は公務所の記號のみを認められ

(日本刑法第一六六條)、私の記號に付ては明文なく、解釋上私印偽造罪に包含せられるものと解されてゐるが、滿洲國刑法では、記號に當然公私のものを包含することとなつてゐる。

印文は、印影の意味である。日本刑法と異り、これ亦規定中にある。又日本の刑法には、署名のみ規定せられ、記名に付ての規定がないが、滿洲國刑法では、これ亦明文を以て規定せられてゐる。

印文偽造罪の行爲は、偽造、冒用及び行使であり、所謂冒用とは、真正の印章、署名、印文、記號等を權限なくして使用するをいふ。

### 第二〇 近親相姦罪

本罪は、直系血族又は三親等内の傍系血族が相通することによりて成立するもので、三年以下の徒刑に處せられる(第一八六條)。近親相姦は、人倫に反し、家族制度を破壊すること甚しきを以て、社會風教、道義確立の立場より認められたもので、日本刑法には存しないところのものである。

### 第二一 私彩票發賣、取次、授受罪

私彩票の發賣取次、授受行爲は犯罪とせられる(第一九二條)。ここに所謂私彩票とは、日本刑法に於ける富籤と同一の意味である。

なほ、滿洲國刑法では、普通の賭博も勿論犯罪とせられる(第一九〇條以下)。

但し娛樂の程度を超えざる賭事(第一九〇條第一項但書)、馬匹改良のための賽馬場に於ける馬券の賣買、救貧事業のための彩票の賣買等は罪とならない。

### 第二二 殺人罪の種類

日本刑法は、殺人罪に付ては、普通殺人と尊屬殺人及び自殺の意思ある人に對する殺人の區別を認むるのみで(日本刑法第一九九條)、其の種類は簡單である。これに反し、滿洲國刑法は、殺人罪を種々に區別して規定してゐる。即ち、左の如くである。

#### (一) 普通殺人罪

普通殺人罪は、死刑又は無期若しくは六年以上の體刑に處せられる(第一九三條第一項)。

#### (二) 加重殺人罪

本罪は、人を慘殺し又は毒殺し、或は人を殺したる後直ちに殘忍の行爲をなすことによりて成立するもので、死刑又は無期徒刑に處せられる(第一九三條第二項)。

#### (三) 尊屬殺人罪

本罪は、自己又は配偶者の直系尊屬を殺害することによりて成立するもので、死刑又は無期徒刑に處せられる(第一九四條)。

(四) 嬰兒殺人罪

本罪は、分娩の際母が其の嬰兒を殺害することによりて成立するもので、其の刑は特に軽く、一年以上十年以下の徒刑である(第一九五條)。尤も母にあらざる者には、通常の刑が適用せられる。

(五) 受託殺人罪

本罪は、他人の囑託を受け又は承諾を得てこれを殺害することによりて成立するもので、十年以下の徒刑である(第一九六條第一項)。

(六) 自殺教唆罪、自殺幫助罪

本罪は、人を教唆又は幫助して自殺せしむることによりて成立するもので、十年以下の徒刑である(第一九六條第二項)。

(七) 偽計殺人罪、偽計自殺罪

本罪は、偽計を用ひ、囑託又は承諾をなさしめて人を殺し又は自殺するに至らしむることによりて

成立するもので、其の本質は普通の殺人罪と同一である。従つて刑も、普通の殺人罪と同じく、死刑又は無期若くは六年以上の徒刑とせられてゐる(第一九六條第四項)。

(八) 殺人、尊屬殺人豫備罪

殺人、尊屬殺人の豫備を處罰するもので、十年以下の徒刑である(第一九七條)。

以上を日本刑法と比較するに、加重殺人罪、嬰兒殺人罪等の設けられてゐることに特色が著しい。

第三 尊屬傷害罪

自己又は配偶者の直系尊屬に對する傷害は、これを普通の傷害と區別して規定する。普通の傷害罪の刑は、十年以下の徒刑又は三千圓以下の罰金であるが(第一九八條第一項)、尊屬傷害罪は一年以上の有期徒刑である(第一九九條)。

第四 虐待罪

本罪は、自己の監護すべき者を虐待することによりて成立するもので、二年以下の徒刑又は五百圓以下の罰金に處せられる(第二二三條)。所謂監護の義務は、法令、契約、慣例等に基くものを包含し雇人の虐待の如きも、本罪となるものと解せられる。



**第二五 詐欺姦淫罪等**

本罪は、詐術、即ち甘言の程度を超えたる積極的の欺罔手段を用ひて淫行の常習のない婦女を欺罔し、これを姦淫することによりて成立するもので、七年以下の徒刑に處せられる(第二二五條第一項)。又、業務、雇傭其の他の監護關係を濫用して、未成年の婦女を姦淫したる場合も、七年以下の徒刑に處せられる(第二二五條第二項)。

右は何れも、日本刑法には存しないところのものである。尤も十四歳未満の婦女に對する場合には強姦罪(第二二三條、第二條)となり、五年以上の有期徒刑に處せられる。

なほ、姦淫の罪は、死傷の結果を生ぜしめたる場合以外は、すべて親告罪である(第二二六條)。

**第二六 脅迫罪**

脅迫罪は、日本刑法では、被脅迫者又は親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對する害惡の通知によつて成立する(日本刑法第二二二條)。これに反し、滿洲國刑法では法益に制限がなく、人を脅迫するによりて成立し、三年以下の徒刑又は千圓以下の罰金に處せられる(第二二七條)。

**第二七 住居侵入罪**

住居侵入罪は、單に住居に侵入する場合と、暴行又は脅迫の手段を用ひ、或は又夜間に住居に侵入する場合とを區別せられ、前者は二年以下の徒刑又は五百圓以下の罰金であるが、後者は五年以下の徒刑に處せられる(第二二九條、第二三〇條)。

**第二八 秘密漏洩罪**

秘密漏洩罪は、二の場合に區別して規定せられる。其の一は、醫師、藥劑師、藥種商、產婆、律師、辯護士、公證人、辨理士、會計士又は宗教若くは禱祀の職に在る者又はこれらの職に在りたる者が其の業務上知得たる秘密を故なく漏洩するによりて成立するもので日本刑法第三百三十四條に該當するものである(第二三九條)。

他の一は、他人の業務に關與することによりて知得たる企業上の秘密を故なく漏洩することによりて成立するもので、企業秘密漏洩罪とも稱すべきもので、日本刑法には規定はない(第二四〇條)。

尤も二者共に、其の刑は三年以下の徒刑又は三千圓以下の罰金で、親告罪である。

**第二九 名譽毀損罪**

本罪は、公然人の名譽を毀損すべき事實を摘示するによりて成立するもので(第二二三條第一項)、

五年以下の徒刑若くは禁錮又は二千圓以下の罰金に處せられる。日本刑法第二百三十條第一項の規定と同趣旨のものであるが、左の點に於て、特色がある。

(一) 日本刑法に於ては親告罪とせられるが、滿洲國刑法に於ては、被害者の明示したる意思に反することを得ずとせられ、被害者に於て特に處罰を望まざる旨の明示の意思表示をなさざる限りは、告訴を待たずして起訴することを得るものとせられる。

(二) 出版物により、名譽毀損の罰を犯したるときは特に加重せられ、七年以下の徒刑若くは禁錮又は五千圓以下の罰金に處せられる。

(三) 以上兩場合共に、公益のためになし、摘示したる事實が虚偽にあらず、且つ専ら公共の利害に關する場合は、これを罰せざるものとせられる。

(四) なほ死者の名譽毀損は、虚偽の事實の摘示によりて犯罪が成立し、親告罪とせられるが、出版物による場合は其の刑が加重せられる(第二三三條)。

(五) 事實の摘示を伴はずして、他人を侮蔑する行爲が侮蔑罪となることは、日本刑法と同じ(第一三三條)。

### 第三〇 窃盜罪

窃盜罪は、左の如くに區別して、これを規定する。

(一) 普通の窃盜罪

人の財物を窃取したる者は、七年以下の徒刑に處する(第二四二條第一項)。

(二) 加重窃盜罪

兇器を携帯して人の財物を窃取し、若くは夜間他人の住居に侵入して窃盜をなし又は二人以上共同して窃盜をなしたるときは、これを加重犯とし六月以上十年以下の徒刑に處する(第二四二條第二項)。

(三) 利益窃用罪

人の財産上の利益を窃用したる者は、三年以下の徒刑又は千圓以下の罰金に處する(第二四三條)。例へば電氣、水力、人工冷氣の窃用等は、これに該當するものと解せられる。日本刑法第二百四十五條に代るものである。

(四) 他人の占有する自己の財物を窃取したる者は、五年以下の徒刑又は千圓以下の罰金に處する(第二四四條)。

### 第三一 強盜罪

強盜罪は、暴行、脅迫、その他の方法を以て人の抵抗を抑制し、他人の財物若くは他人の占有する自己の財物を強取し、又は財産上不法の利益を得又は第三者をして得せしむることによりて成立する(第二四七條、第二四九條)。暴行脅迫外の行爲とは、例へば人を昏酔せしめて盜取する如きをいふ(日本刑法第二三九條)。

強盜罪の刑は、五年以上の有期徒刑であるが、常習として強盜をなす場合は、加重せられ、無期又は七年以下の徒刑に處せられる(第二四八條)。

### 第三二 勒贖罪

本罪は、人を所謂人質に取つて身代金を要求することによりて成立するもので、死刑又は無期若くは五年以上の徒刑に處せられる。尤もそれによる致死傷、強姦、殺人等は、特に加重せられる(第二五三條)。

### 第三三 界標損壞罪

本罪は標識を損壞、移動若くは除去し、又は其の他の方法を以て、土地の境界を認識すること能は

ざらしむるによりて成立し、五年以下の徒刑又は七千圓以下の罰金に處せられる(第二七〇條)。

### 第三四 財産隠匿罪

本罪は、債權者の強制執行を免るる目的を以て、財産を隠匿、讓渡又は損壞することによりて成立し、三年以下の徒刑又は千圓以下の罰金に處せられ、親告罪である(第二七一條第二項)。

## 第四章 滿洲國刑法と日本人

### 第一 處罰し得る日本人

滿洲國の刑法により處罰し得る日本人は、左の如き者である。

- (一) 滿洲帝國の領域内に於て、刑法所定の罪を犯したる者(第三條第一項)。
- (二) 滿洲帝國の領域外にある滿洲帝國の艦船、又は航空機内に於て、刑法所定の罪を犯したる者(第三條第二項)。

- (三) 滿洲帝國の領域外に於ても、左の如き滿洲帝國の治安に重大の關係のある刑法所定の罪を犯したる者(第四條)。

- (イ) 帝室に對する罪 (第七九條乃至第八一條)
- (ロ) 内亂の罪 (第八二條乃至第八五條)
- (ハ) 背叛の罪 (第八七條乃至第九五條)
- (ニ) 通貨偽造の罪 (第一五七條乃至第一六〇條)
- (ホ) 有價證券偽造の罪 (第一六一條乃至第一六六條)
- (ヘ) 文書偽造の罪中の第六十七條乃至第七十條の罪及び第七十四條の罪竝にこれらの罪の未遂犯

(ト) 印文偽造の罪中の第七十六條の罪及び其の未遂犯竝に第七十七條の罪

(四) 滿洲帝國の領域外に於て、滿洲帝國臣民に對し、左の如き刑法所定の罪を犯したる者。但し行爲地の法令によりても處罰し得る場合に限る(第六條)。

(イ) 重 罪

(ロ) 長期五年以上の徒刑又は禁錮に該る輕罪

(ハ) 右の未遂罪

## 第二 犯人引渡、處罰上の關係等

滿洲國の刑法により處罰し得る日本人が若し日本に居り、滿洲國の領域内に居らざる場合は、滿日司法事務共助法により、其の犯人の引渡を日本に請求することとなる。普通、犯罪人の引渡には政治犯人の如きは除外せられてゐるが、日滿間に於ては日滿一體の大原則に基き、政治犯人の如きも亦引渡すべきものとせられてゐる。

尤も日滿司法事務共助法第三條には「囑託ニ因ル拘引狀ノ發付又ハ執行ノ實施ガ著シク不相當又ハ不便ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得」との規定がある。この規定により、犯人の引渡が拒否せられる場合がある。

犯人の處罰上の關係に付ては、刑法第七條前段に、外國に於て確定裁判を受けたる者と雖も、同一の行爲に因り更に處罰するを妨げず、とあり、即ち日本に於てすでに處罰せられた者と雖も、更にこれを處罰し得ることとなつてゐる。併し同條但書に於て、刑の全部又は一部の執行を免除することを得、と規定せられ、二重處罰より生ずる實際上の不當を防止するの道が開かれてゐる。

## 刑事訴訟法

### 第一章 刑事訴訟法の制定

#### 第一 刑事訴訟法の制定

滿洲國の刑事訴訟法は、康德四年三月八日勅令第二十三號を以て制定公布せられ、同年六月一日に施行せられた。

新刑事訴訟法の制定迄は、大同元年教令第三號により従來行はれた民國の刑事訴訟法が行はれてゐたが、新刑事訴訟法の施行により、刑事手続法も獨自のものとなるに至つた。

新刑事訴訟法施行期日の前後に跨る事件に付ては、刑事訴訟法施行法（康德四年五月二十七日教令第一〇五號）に詳細定められてゐる。施行後は新法が適用せられるが、施行前舊法によりてなされた手続の効力に影響はなく、而して、すでになされたる手続の依據した舊法の規定に相當する規定が新法

にある場合は、新法の手続と同一の手続が行はれたるものとせられてゐる（同法第二條）。

因みに舊援用刑事訴訟法は、民國十七年七月二十八日公布、同年九月一日より施行の刑事訴訟法である。

#### 第二 刑事訴訟法の概観

刑事訴訟法は四百八十七條より成り、細則、第一審、上訴、非常手続、特殊手続、裁判の執行、私訴の七編に分かれてゐる。

上訴には、控訴、上告、抗告の種類が認められ、非常手続としては、再審、非常上告の二種のもものが定められてゐる。特殊手続としては、略式手続、從刑事科の手続、執行猶豫の取消及び刑の更定に關する手続が定められてゐる。

内容の配列、内容そのもの等、大體に日本の刑事訴訟法に相似するが、併し制定に際しては、諸外國の法制も参照せられ、滿洲國の國情に適合する滿洲國の法典として立法せられたもので、編別、内容等日本の刑事訴訟法と相違する點も少くない。例へば日本に於て、従來兎角の議論のある豫審制度の如きは廢止せられ、他方捜査機關に原則的に強制處分權が與へられ、捜査權は強化せられてゐる。

又、被告人、被疑者に眞實を供述する義務が認められ、更に又、上訴に於て、從來日本に於ても異論の多い不利益變更禁止の原則の如きは採用せられてゐない等、相違の著しいものである。

## 第二章 刑事訴訟に關する原則

### 第一序 說

滿洲國刑事訴訟法の刑事訴訟に關する原則は、日本刑事訴訟法のそれと略同一であるが、滿洲國刑事訴訟法の概觀に便ならしむるため一應次にこれに就て述ぶる。

### 第二 彈劾主義

滿洲國刑事訴訟法は、近代諸國の刑事訴訟法と同じく、いはゆる彈劾主義を採用し、糾問主義を採用しない。即ち滿洲國刑事訴訟法に於ては、法院のみを訴訟主體と認め、被告人は單に客體としての義務を負ふものとはなさず、訴訟主體として檢察官、法官、被告人の三主體を認め、檢察官の攻撃に對して被告人は自己を防禦するの立場を有するものとなし、被告人に辯護人の選任等による防禦權を與へ、法官は檢察官並びに被告人の上にあつて、公平にこれを裁判するの主義を採つてゐる。

### 第三 實體的眞實主義

實體的眞實主義とは、當事者の提出する證據方法に制限せられず、飽くまで眞相を發見せんとする主義をいふ。所謂形式的眞實主義に對立するもので、民事訴訟法は形式的眞實主義を採用するが、刑事訴訟法は實體的眞實主義を採用する。

實體的眞實主義は、其の審理手續の原則として、左の如き諸原則の採用を必要たらしむる。

#### (一) 職權主義

#### (二) 直接口頭辯論主義

#### (三) 自由心證主義

右の如き三主義は、すべて滿洲國刑事訴訟法の採用するところのものであり、即ち其の根底に於て實體的眞實主義を採用してゐること明白である。

滿洲國刑事訴訟法は、實體的眞實主義を徹底せしむるため、特に左の如き日本刑事訴訟法と異なる規定をなしてゐる。

#### (一) 捜査機關たる檢察廳並びに司法警察官に、被疑者に對する強制處分權を認むる。

- (一) 被疑者に、眞實供述義務を認むる。
- (二) 被告人にも眞實供述義務を認むる。
- (三) 證人参考人の證言供述を拒絶し得る場合を制限する。

#### 第四 職權主義

職權主義とは、訴訟の進行及び訴訟の目的物の處分につき、法院が當事者其の他の關係人の意思如何に拘らず、専ら其の職權に基づき訴訟を進行せしめ且つ審判すべき主義であり、事件の審判が當事者の意見に拘束せられる處分權主義に對するところのものである。

民事訴訟法に於ては、處分權主義が採られ、請求の抛審、認諾、和解の如きが認められるが、刑事訴訟に於ては職權主義が採られる。即ち公判期日は法院の審判長これを指定し(第二五九條)、且つ法院は眞實發見のため職權に因り必要なる取調をなすべきものとせられてゐる(第二七五條)。即ち法院は事實認定のためには當事者の意思如何に拘はらず、檢證、押收、搜索、證人訊問、鑑定をなし、且つこれにより自由心證を以て事實を認定し、自己の信ずるところによりて審判をなす。

併し職權主義には例外が認められ、即ち親告罪に於ける告訴、或は請求ありたるときはこれに拘束

せられ、其の事件につき審判することは出来ない。

又、第一審の判決あるまでは、公訴を取下さることを得るものとせられる(第二五〇條)。上訴の取下或は再審請求の取下あるときも、これに拘束せられ審判は出来ない。

#### 第五 直接口頭辯論主義

審判官は、判斷の資料となる證據を直接に親しく取調ぶることを要する。又、訴追機關と被告人とは、互に自己の意見を陳述し又資料の提出をなすことを得る。又、辯論は書面によらず、口頭で裁判官の面前に於てなされることを要する。これらのことは、滿洲國刑事訴訟法に於ても、原則として採用せられる。

但し斯かる主義を徹底的に貫徹することには困難があるため、種々の點で例外は設けられてゐる。例へば、次の如くである。

- (一) 罰金以下の刑に該る罪に關する例外 (第二七一條)。
- (二) 書面審理に依る略式判決の許容 (第四一〇條)。

#### 第六 自由心證主義

自由心證主義とは、證據の證明力の程度如何を審判官の自由なる判断に任せ、法律上これに制限を加へないことをいふ。

第三百七十七條は、證據の證明力は審判官の判断に任ずと規定し、日本刑事訴訟法と同じく、自由心證主義の採用を明言する。但し一般的に、左の資料は證據力を有しないものとする。

(一) 公判期日に於ける手續は、公判調書の記載以外の方法によりて證明することを得ず(第六二條)。

(二) 被告人其他の者の供述を録取したる書類にして、捜査審判につき権限を有せざる者の作成したるものは證據となすことを得ず(第二七八條)。

従つて司法警察官吏、檢察廳が法令に依らず作成した被告人其他の者の供述録取書類、例へば聽取書の如きは證據力を有することとなる。この點、聽取書の如きには證據力を付與せられない日本刑事訴訟法(第三四三條)よりも、自由心證主義の制限は著しく寛大である。

### 第七 國家訴追主義

犯罪の訴追を個人又は一般公衆に任せず、國家の機關のみが、訴追をなす主義を國家訴追主義とい

ふ。滿洲國刑事訴訟法は、近代諸國の刑事訴訟法と同じくこの主義を採用し、例外を認めない。即ち犯罪訴追の權限は、國家機關たる檢察廳がこれを專掌することとなし、例外を認めず、舊採用刑事訴訟法の採用した自訴制度を廢止してゐる。因みに、舊採用刑事訴訟法に於ては告訴を俟つて論ずべき罪に付ては、被告人、被告人の法定代理人、保佐人又は配偶者、被告人がすでに死亡したるときは、其の親族は、檢察官の偵査終結を経ないものである限り、自ら起訴することを得るものとなしてゐた(民國一七年公布刑事訴訟法第二編第二章自訴)。

### 第八 公開主義

組織法第三十四條に、法院の對審判決はこれを公開す。但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは、法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得るものとせられてゐる。この規定により、刑事裁判に付ても、公開主義が採られる。併し捜査に付ては、祕密を保つべきことが規定せられ(第二一八條)、密行の原則が採られる。

法院組織法第九十七條第一項に、公判の公開を停止する裁定は、理由を開示してこれを宣告すべしとある。



### 第九 法定主義、便宜主義

公訴の提起に際し、檢察廳に自由裁量の餘地を認むるや否やにより、法定主義と便宜主義との二主義がある。日本の刑事訴訟法は、この點、便宜主義を採用するが（日本刑事訴訟法第二七九條）、滿洲國刑事訴訟法は左の如く規定する。

（一） 捜査の結果公訴を維持するに足るべき犯罪の嫌疑あるときは、公訴を提起すべし（第二四一條本文）。

（二） 但し犯人の性行、年齢、境遇並に犯罪の性質、動機、結果、犯罪後の情況其の他を斟酌し訴追を必要とせざるときは不起訴處分を爲すことを得（同條但書）。

即ち、滿洲國刑事訴訟法は、原則として法定主義を採用する。併し但書により、實質上は便宜主義を採用してゐると言つてよい。

なほ、不起訴處分には、別に第二百四十條に定むる各事由によるものがある。

### 第一〇 陪審主義の不採用

日本に於ては、刑事訴訟につき陪審制度が採用せられてゐるが、滿洲國刑事訴訟には、この制度は

採用せられない。

## 第三章 訴訟の主體並に關係人

### 第一 法院

#### （一） 法院の意義

法院とは、民事刑事に關する審判を行ふ通常の機關である。特別の刑事審判を行ふ機關としては、軍法會議の如きものがある。

法院とは、廣義に於ては、官衙の意味に用ひられるが、狹義に於ては、審判權を實行する機關を指稱する。この意味に於ては、區法院及び地方法院の單獨審判官、地方法院、高等法院、最高法院の庭を法院と稱する。

#### （二） 法院の種類、組織

法院の種類組織は、左の如くである（法院組織法第四條、第七條等）。

#### （イ） 區法院

刑事訴訟法 第三章 訴訟の主體並に關係人

區法院は、常に單獨の審判官によりて組織せられる。

(ロ) 地方法院

地方法院は、第一審事件に付ては單獨の審判官によりて組織せられ、第二審事件に付ては、三人の審判官によりて組織せられ、これを庭と稱する。

(ハ) 高等法院

高等法院は、常に三人の審判官を以て組織せられる庭が審判する。

(ニ) 最高法院

最高法院は、常に五人の審判官を以て組織する庭が審判する。

併し法令の解釋に關し、前になした裁判と異なる裁判をなさんとするときは、聯合庭の審判によることを要する(法院組織法第四二條)。

(三) 法院の職員

法院の職員には、審判官、書記官、繙譯官、執行官、送達吏、庭吏等の各種のものがある。

書記官は、各種の調書の作成等の司法事務に従事し、又金銭出納、物品購入其の他の司法行政事務

に従事する。繙譯官は、文書の繙譯、通譯等に従事する。執行官は、強制執行事件、裁判の執行其の他の事務に従事する。送達吏は、訴訟書類の送達に従事し庭吏は法庭の整頓等に従事する。

(四) 審判官

審判官は、日本の判事に該當するもので、裁判權の行使を以て本來の職務とする。組織法により其の地位の獨立、職務上の獨立が保障せられてゐる。

刑事訴訟法上、審判官は左の四種のものに分類せられる。

(イ) 審判長

公判庭に於て審理を綜理し、訴訟指揮權、法廷警察權を有する者であり、合議庭に於て存する。

(ロ) 陪席審判官

合議庭に於ける審判長以外の審判官である。

(ハ) 受命審判官

合議庭に於て、特にある種の行爲、例へば押收搜索檢證等の行爲を命ぜられたる者をいふ(第一四一條、第一六〇條)。

(三) 受託審判官

被告人の勾引、押收、搜索、檢證、證人訊問等を囑託せられた區法院の審判官をいふ(第八七條)。

(五) 法院の管轄

法院の事物並びに審級の管轄に關しては、別に述ぶる法院組織法の部の参照を乞ふ。土地の管轄に關しては刑事訴訟法第一條に規定がある。

第二 檢察廳

(一) 檢察廳の概念

檢察廳とは、犯罪の捜査、公訴の提起、遂行、刑事裁判の執行指揮、非常上告、再審の申立其他法令の定むる事項を管掌する國家機關である。

、檢察廳には、區檢察廳、地方檢察廳、高等檢察廳、最高檢察廳の四級があり、各級の法院に對置せしめられ、其の管轄區域と同一である(法院組織法第四條、第一九條等)。

(二) 檢察廳の權限

檢察廳の權限には上述の如く種々のものがあるが就中重要であるのは、犯罪の捜査、公訴遂行の權

限を有することである。日本に於ては、これらの權限を有する者は檢事であり、檢事局ではないが、滿洲國に於ては、檢察廳がこれらの權限を有し、檢察官は單に其の權限を行使する構成員たるの地位を有する。

(三) 檢察廳の職員

檢察廳の職員の主なるものは、檢察官、書記官及び繙譯官である。書記官は、檢察官の補助機關として檢察事務及び司法行政事務を行ふ者であり、繙譯官は繙譯事務を行ふ者である(法院組織法第一二條、第一五條)。

(四) 檢察官

檢察官は、日本の檢事に該當するもので、檢察廳の核心をなすものである。即ち檢察官は、檢察廳を代表し其の權限の一切及び檢察事務の一切を行ふ(法院組織法第九條)。尤も犯罪捜査、公訴遂行の主體は、檢察廳であり、檢察官でないこと、上述せるところである。

併し檢察官の職責の重大性よりして、其の身分は法院組織法により、審判官と殆んど同程度に保障せられてゐる。併し檢察官は審判官と異なり、職務上の獨立は有せず、上司の指揮を受くるもので、

所謂上命下服の關係にある。これらの點は、日本の檢事と略同一である。

(五) 檢察廳の管轄

檢察廳の管轄區域は、對置法院の管轄區域と同じい。即ち對置法院の管轄に屬する事件の範圍内に於て、權限を行使する(法院組織法第一九條、第四四條)。

第三 司法警察官吏

(一) 意義

司法警察官吏とは、檢察官の補助機關として犯罪捜査の任に當る者である。

司法警察官吏は、更に司法警察官と司法警察吏とに大別せられ、其の權限を異にする。

滿洲國に於ても、司法警察官吏は、檢察廳に專屬的のものでなく、一般的の警察職員を以てこれに充てられること、日本に於けると同じい。即ち他の官制で置かれてゐる警察職員に、刑事訴訟法で司法警察官吏の名稱を附し、種々の權限が與へられてゐる。

(二) 司法警察官

司法警察官たる者は、第二百十三條に定められてゐる。列へば省、警察廳、縣、旗、海上警察隊等

の警察官で、司法警察吏に該當しない者の如き、これである。司法警察官は、檢察官の輔佐として、其の指揮に従ひ犯罪の捜査をなす職能權限を有し、犯罪の捜査に付ては強制處分の權限等認められてゐる。

(三) 司法警察吏

司法警察吏は、檢察官又は司法警察官の命令を受けて捜査の補助をなす者で、原則として獨立して職務を執行し得ない者である。警察官中の警士、警長、警尉補の如きはこれに該當する(第二一五條)。

なほ司法警察官吏の詳細に關しては、「司法警察官吏の職務を行ふべき者及其の職務の範圍に關する件」(康徳四年七月一五日勅令第二一四號)により定められ、なほ其の遵守すべき規範の詳細に關しては、「司法警察職務規範」(康徳三年六月二日司法部令第七號)が制定せられてゐる。

第四 被告人

被告人とは、檢察廳により公訴を提起せられてゐる者である。

刑事訴訟法上、訴訟主體たる地位を有すると共に、又、證據方法たる地位を有する。即ち被告人は檢察廳の訴追に對して、其の相手人として、自己を辯護するの立場にあり、種々の辯護權が與へられ

てゐる。又、一方、裁判機關に對して、證據方法たる地位も有し、其の供述は一の證據となるものである。被告人の地位、權利等略日本刑事訴訟法と同じいが、併し日本刑事訴訟法と異にし、被告人には眞實供述義務が存する(第一二六條)。

被告人に與へられた權利義務の主要なものは、左の如くである。

(一) 被告人の權利

- (イ) 管轄法院に於て裁判を受くる權 (第二九三條、第二九六條)
- (ロ) 審判官の忌避申立權 (第一七條、第二七條)
- (ハ) 辯護人を選任する權 (第二八條)
- (ニ) 裁判書の謄本、抄本の交付請求權 (第五〇條)
- (ホ) 勾留中に於て他人と接見し、書類又は物の授與をなす權 (第九八條)
- (ヘ) 勾留停止の請求權
- (ト) 檢證の立會權 (第一五九條)
- (チ) 起訴狀、謄本の送達を受くる權 (第二五八條)

- (リ) 公判期日に召喚を受くる權 (第二五九條第二項)
- (ヌ) 公判期日前、證據物、書類を提出するの權 (第二六五條)
- (ル) 公判庭に於ける身體自由の權 (第二七四條)
- (ヲ) 公判に於ける證據調其他の處分請求權 (第二七九條)
- (ワ) 意見陳述の權 (第二二五條第二項、第二八七條、第二八八條第二項)
- (カ) 公判に於ける最終陳述權 (第二八八條第三項)
- (ヨ) 審判長の訴訟指揮に關する違法處分に對し異議を申立つる權 (第二九一條)
- (タ) 上訴權 (第三〇九條)
- (レ) 上訴回復請求權 (第三二二條)
- (二) 被告人の義務
- (イ) 眞實供述の義務 (第一二六條)
- (ロ) 法庭に於て訴訟指揮及び法庭警察權に服するの義務 (第七三條)

## 第五 被疑者

被疑者とは、犯罪の嫌疑を受くるも、未だ公訴を提起せられざる者をいふ。被疑者にして、檢察廳より公訴の提起を受くるときは、ここに被告人となるに至る。

被疑者は、必ずしも被告人となるものでなく、被告人として公訴を提起せらるる者は、被疑者中或る者である。従つて被疑者の名譽は、特にこれを保護するの要があり、刑事訴訟法に於ても、捜査に付ては祕密を保ち、被疑者其の他の者の名譽を毀損せざることに注意すべし、強制の處分を爲す場合に於ては、被疑者其の他の者の利益を侵害せざることに留意すべし、且つ被疑者は、必要とする處分を檢察官に請求することを得（第二一八條、第二二二條）と特に規定せられてゐる。

滿洲國刑事訴訟法に於ては、被疑者にも眞實供述義務が課せられてゐる（第二三二條、第二二六條）一方、被告人に認められる権利の或るものは、被疑者にも準用せられてゐる。其の権利は、左の如くである。

- (一) 裁判書の謄本、抄本交付の請求權（第五〇條、第五一條）
- (二) 勾留中に於て他人と接見し、書類又は物の授受をなす權（第九八條、第一一二條、第一一四條）

(三) 勾留停止の請求權（第一〇三條、第一一二條、第一一四條）

(四) 檢證立會權（第一五九條、第一六一條、第一六四條）

#### 第六 辯護人

辯護人は、被告人の正當なる權利の擁護を主たる任務とする機關であり、被告人の擁護のため種々の權限の認められてゐる者である。辯護人には、強制辯護と任意辯護、又、私選辯護と官選辯護との區別がある（第三二條、第二八條等）。

(一) 辯護人の數  
辯護人の數は、日本と異なり、制限せられ、被告人一人につき三人を超えて選任することは出來ない（第三一條）。三人を超えて選任するも、無効なるものとせられる。辯護人の數に制限の設けられたのは、辯護人の數が多いと辯護が重複に流れ却つて辯護の徹底を缺く虞れあると共に、訴訟の審理も亦遅延するからである。

(二) 辯護人たる者  
辯護人たる者は原則として律師である。即ち法院の許可を得る場合の外は、律師の中より選任する

ことを要する(第二九條)。上告審に於ては、律師以外の者の辯護人たることを絶対に許されない(第三五四條第一項)。

律師とは、律師法(康德三年一月一日勅令第一七四號)の定むる所により律師たる資格を有し律師名簿に登録せられぬる者をいふ。律師法によるに、律師たる資格を有する者は、滿洲帝國內に住所を有し、滿二十歳以上で、律師考試又は司法考試に合格した者、その他、法定の一定の資格を有する者である(第一九條、第二〇條等)。

(三) 強制辯護人、官選辯護人

死刑無期若くは短期五年以上の徒刑若くは禁錮に該る事件に付ては、辯護人を必す選任することを要する(第三二條)。斯かる者に辯護人の選任のない場合、並びに智能不完全の被告人には、法人が進んで辯護人を附し、被告人の正當な利益の擁護に遺憾なからしむると共に、其の辯護人は律師に限らず、學歴徳望ある者亦これに當り得るものとせられてゐる(第三二條以下)。

(四) 辯護人の權利義務

辯護人には、一定の權利義務が規定せられてゐる。

先づ權利として規定せられる主なるものとしては、左の如きものがある。

(イ) 審判官の忌避申立權、但し被告人の明示したる意思に反して申立つることは出来ない(第一七條第二項)

一七條第二項)

(ロ) 訴訟記録及び證據の閲覧謄寫權 (第三五條)

(ハ) 裁判書の謄本、抄本の交付請求權 (第五〇條)

(ニ) 被告人の勾留停止の請求權 (第一〇三條)

(ホ) 檢證立會權 (第一五八條)

(ヘ) 鑑定立會權 (第一九九條)

(ト) 公判期日に召喚を受くる權 (第二五九條第二項)

(チ) 公判準備手續期日に於て、被告人、證人の訊問に立會するの權 (第二六三條第三項)

(リ) 公判準備手續期日に召喚せられる證人、鑑定人、通事又は翻譯人の氏名の通知を受くる權

(第二六四條第二項)

(ヌ) 公判準備のため證據物又は書類を提出又は處分を請求する權 (第二六五條)

- (ル) 公判に於ける證據調其の他の處分請求權 (第二七九條)
- (ヲ) 被告人、證人、鑑定人、通事又は繙譯人の訊問權 (第二八一條)
- (ワ) 意見陳述の權 (第二八八條第二項)
- (カ) 最終陳述權 (第二八八條第三項)
- (ヨ) 審判長の訴訟指揮に關する違法處分に對し異議を申立つる權 (第二九二條第一項)
- (タ) 上訴權、但し被告人の明示したる意思に反して申立つることは出來ない (第三二二條)
- (レ) 上訴回復請求權 (第三二二條)

次に辯護人の具體的義務としては、期日出頭の義務、法庭警察權に服すべき義務等がある。なほ、辯護人が律師たる場合は、律師法により、種々の義務につき規定せられてゐる(律師法第一章)。

#### 第七 輔佐人、代表者、代理人

被告人の補助者としては、辯護人の外に輔佐人、代表者、代理人等がある。輔佐人は親權を行ふ父又は母、後見人等の法定代理人がなるものである(第三八條)。代表者は、法人が被告たる場合に關する(第三九條)。又、代理人は、罰金以下の刑に該る事件の被告人に關するものである(第二七一條)。

## 第四章 強制處分

### 第一總 說

強制處分は、訴訟法上被疑者、被告人の意思に拘らず強制的に行はれる處分である。強制處分は、證據の保全、執行の保全等の目的にて行はれるもので、滿洲國刑事訴訟法に於ては、單に法院にのみならず、檢察廳並びに司法警察官等にも廣くこの權限が與へられてゐる。次に強制處分の各種のものを擧げ、一應の説述をする。

### 第二 召 喚

召喚とは、被疑者、被告人、證人、鑑定人、通事又は繙譯人に對し、一定の時、一定の場所に出頭を命ずる強制處分である。

- (一) 法院は被告人を召喚することが出来る(第七七條第一項)。
- (二) 檢察廳は被疑者に對し、召喚、出頭、同行命令をなすことが出来る(第一二條第一項)。
- (三) 司法警察官は、事件送致前に限り、被疑者につき同様のことをなし得る(第一一三條、第七



七條)。

(四) 法院及び檢察廳は、證人、鑑定人、通事、繙譯人の召喚が出来る(第一六六條、第二〇四條、第二〇七條)。

(五) 司法警察官は、參考人、鑑定人、通事及び繙譯人の召喚が出来る(同上)。

### 第三 勾引

勾引とは、被告人、被疑者、證人又は參考人を一定の場所に引致する強制處分をいふ。勾引狀を發してなされる(第八二條)。

(一) 法院は被告人を勾引出来る。急速を要するときは、審判長又は受命審判官も勾引することが出来る(第八一條)。

(二) 檢察廳及び司法警察官は、被疑者を勾引することが出来る(第一一二條第二項、第一一三條)尤も現行犯にあらざる事件に付ては、これを勾引し得る司法警察官に、一定の制限が設けられてゐる(第二一四條)。

(三) 證人、參考人も正當の理由なくして出頭せず、又は同行命令を肯ぜざるときは、法院、檢察

廳、司法警察官に於てこれを勾引することが出来る(第一六八條、第一八四條、第一八八條第二項、第一八九條第二項)。

尙、鑑定人、通事、繙譯人の勾引は出来ない。

### 第四 勾留

勾留は一定の期間、被告人又は被疑者を一定の場所に勾禁する強制處分をいふ。勾留狀によつてなされる(第八一條)。

(一) 法院は、被告人を勾留出来る。急速を要するときは、審判長又は受命審判官が行ふ(第八一條)。

(二) 檢察廳は、被疑者を勾留することが出来る。

(三) 勾留の期間は二ヶ月で、必要のあるときは、この期間は更新せられる(第一〇〇條)。

(四) 勾留は、保證金の納付、被告人又は被疑者の親族其の他の者に對する責付又は住居の制限によりて、其の執行を一時停止することが出来る(第一〇三條)。日本の刑事訴訟法に於て、保釋と稱せられるところのものである。

(五) 右勾留停止の處分の外に、保證在宅制度なるものが採用せられてゐる。

これは、被告人、被疑者より豫め保證金、保證書を徴し又は親族其の他の者に責付し、當初より勾留せずして在宅の儘審判を受けしむる制度であり、勾留の停止制度より一步を進め、人權を尊重せんとするの趣旨に出づるものである(第一〇九條)。

#### 第五 留置

留置は、司法警察官が被疑者を一定の期間、警察官署の留置場に拘禁する強制處分である(第一一四條)。其の期間は二十日間で、勾留と異り、期間の更新は許されない。

#### 第六 逮捕

逮捕には、現行犯人の逮捕と(第一〇八條)、刑の執行のための逮捕(第四三二條第二項)との二種のものがある。

現行犯人(第一一六條)は、司法警察官吏に於てこれを逮捕し得るは勿論、現行犯人其の場所に在るときは、常人と雖もこれを逮捕出来る(第一一八條)。

#### 第七 押収

押収は、物の占有を取得維持する強制處分で、證據物、沒收若くは效用毀滅をなすべき物等に對してなされる(第一三二條乃至第一三四條)。

(一) 法院は、訴訟繫屬中押収をなし得る。

(二) 檢察廳は、公訴の提起前になし得る(第一五二條)。

(三) 司法警察官は、被疑者留置の原由ある場合に限り、而も事件送致前に限り押収をなし得る(第一五三條)。

#### 第八 財産押収

財産押収は、滿洲國刑事訴訟法に於て新らしく設けられたものである。元來、被告人に對し多額の罰金、追徴を科する見込の事件は豫め其の刑の執行を保全せざれば、執行不能となる虞れがある。この點に鑑み設けられたのがこの制度で、即ち法院は、審判中の被告人の財産を假に押収することが出来るものとせられる(第一五一條)。この場合は、強制執行法中の假差押に關する規定が準用せられる(同條第三項)。

財産押収は法院のみがなし得、檢察廳、司法警察官には財産押収の權は認められない。

## 第九 捜索

捜索は、人の身體、物又は住居に就て押収すべき物又は逮捕すべき被告人、被疑者の發見を目的とする處分である。

法院、受命審判官、受託審判官のみならず、檢察廳並びに司法警察官も捜索の強制権を有すること他の強制處分権と同様である(第一三五條等)。

## 第五章 犯罪の捜査

### 第一 捜査權の強化

犯罪の捜査に當る者は、檢察廳並びに司法警察官であるが、これらの者の犯罪捜査權は、日本の刑事訴訟法に比し著しく強化せられてゐる。

日本の刑事訴訟法では、捜査機關たる檢事に強制處分の權限の認められるのは、例外的である。即ち現行犯、住居不定者、強窃盜の常習者の如き者に對してのみ或る程度の強制處分權が認められ、而して司法警察官には、全く強制處分の權限は認められてゐない(日本刑事訴訟法第一七〇條以下、第

一八〇條、第二一四條、第二二四條、第二二九條等)。檢事が一般の事件につき強制處分を必要と思料するときは、判事に特に其の處分を請求し得べきこととなつてをり(第二五五條)、強制處分は原則として判事のなすべきもので、檢事は原則としては、關係者の承諾又は任意に基きてのみ、捜査をなし得ることとなつてゐる。

然るに滿洲國刑事訴訟法では、檢察廳に、例外的でなく、法院と同様の強制處分權が認められ、又司法警察官にまで、或る程度の強制處分權が認められてゐる。

所謂強制處分には、被疑者等の召喚、勾引、勾留、留置(これは、司法警察官が被疑者を法定期間警察官署の留置場に拘禁する強制處分である)、現行犯人の逮捕、押収、捜索等の各處分があるが、檢察廳並びに司法警察官は、原則としてこれらの強行處分を行ひ得ることとなつてゐる。

但し司法警察官に付ては、強制處分の濫用を戒しむる意味で、勾引、留置をなし得る司法警察官の範圍を限定し、又、留置期間を二十日間に限定する等の考慮が拂はれてゐる(第二一四條、第一一四條等)。

### 第二 公訴の提起

(一) 自訴制度の廢止

公訴の提起は、檢察廳に專屬する(第二三九條)。舊刑事訴訟法は、被告人の起訴、即ち自訴制度を認めてゐたが、被疑者の名譽、信用等に重大關係のある訴追を適正化するため、新刑事訴訟法は自訴制度は廢止した。

(二) 便宜主義

公訴の提起には法定主義と便宜主義とがある。滿洲國刑事訴訟法は、基本原則としては法定主義を採用するが、實質的には便宜主義を採用してゐる(第二四一條)。

(三) 公訴提起の方式

公訴の提起には、左の二種類がある。

(イ) 公判手續の請求

(ロ) 略式手續の請求

略式手續は、區檢察廳に限り、罰金、拘留、科料に處すべきものと思料するときに、これをなすことを得る(第四〇九條)。

公訴を提起するには、被告人を指定し犯罪事實及び罪名を示すことを要する(第二四九條、尙第四〇九條第二項、第二九三條第三號等)。

公訴の提起は、原則として起訴狀を以てなすことを要し、場合により、公判庭で口頭を以てなすことを得る(第二四八條)。日本の刑事訴訟法では、電報電話等による公訴の提起の認められる場合があるが(日本刑事訴訟法第二九〇條)、滿洲國刑事訴訟法では、斯かる公訴提起は認められない。

滿洲國刑事訴訟法では、豫審制度が採用せられない結果、豫審の請求といふものは存在しない。

第三 不起訴處分

檢察廳は、一定の場合には、不起訴の處分をなす。其の場合には、法定せられてをり、左の如き各場合である。

(一) 被疑事件につき裁判權を有せざるとき

(二) 訴追の條件を欠缺せるとき

(三) 被疑者死亡し又は被疑者たる法人存続せざるに至りたるとき

(四) 確定判決を経たるとき

- (五) 大赦ありたるとき
- (六) 時効完成したるとき
- (七) 犯罪後の法令に因り刑の廢止ありたるとき
- (八) 被疑事件罪とならず、又は被疑者罰せられざるとき
- (九) 法令に於て刑を免除するとき
- (一〇) 犯罪の嫌疑なきとき(以上第二四〇條)。

以上の如き各事由の何れかのもののあるときは、檢察廳は公訴を提起することを得ない。

更に又、犯罪の嫌疑あるも、犯人の性行、年齢、境遇、犯罪の性質、動機、結果、犯罪後の情況其他を斟酌し訴追を必要とせざるときは、不起訴處分をなすことを得る(第二四一條但書)。

上記に該當する場合の外は、公訴を提起すべきものであるが(第二四一條本文)、なほ被疑者の所在不明等にて起訴、不起訴を決することを得ない場合には中止處分がなされ、又檢察廳に被疑事件の管轄権のない場合には、他の檢察廳等に送致する處分がなされる。

#### 第四 豫審制度の不採用

滿洲國に於ては、豫審制度は採用せられない。この點は、特に日本の刑事訴訟法と趣を異にする。

豫審制度存置の是非に關しては、日本に於ても從來議論があり、其の廢止論も有力である。蓋し豫審は、豫審判事によりなされるものであるが、其の實質は、寧ろ檢事の補助機關として捜査を補助するの觀あり、而かも豫審制度あるが故に、檢事の行動は著しく制限せられ、手續の重複により無用の煩勞を生じ、公判に於ける口頭主義、直接審理主義を不徹底ならしむるの弊害があるからである。

滿洲國刑事訴訟法は、兎角の議論ある豫審制度を採用せず、公判前の取調は捜査權に統一することとし、捜査權の強化をはかつてゐる。

豫審制度の不採用により、犯人の審理處罰等も迅速に行はれることとなる。

## 第六章 公判

### 第一 公判の原則

公判は刑事訴訟の要樞であり、種々の主義原則は主として公判を目標として主張せられる。滿洲國刑事訴訟に於ける公判に行はるる主義原則は、略日本刑事訴訟法のそれと同一であるが、其の主要な

ものを挙げると、左の如くである。

(一) 實體的眞實發見主義

第二百七十五條に、法院は眞實發見のため職權により必要なる取調をなすべし、とある。又、被告人には眞實を供述する義務が認められてゐる。

(二) 直接審理主義

審判官は、判斷の資料となる證據を直接に親しく取調ぶることを要する。

(三) 口頭審理主義

被告人並びに訴追機關の辯論は、書面によらず、すべて審判官の面前で口頭を以てなされることを要する。

(四) 公開主義

公判は、原則として、公開して行はれる。

第二 眞實供述義務

滿洲國刑事訴訟法は、被告人並びに被疑者に眞實供述義務を認むる。即ち第二百二十六條は、被告人

は訊問に對し故なく供述を拒み又は事實を曲比して供述をなすことを得ず、と規定し、この規定は、被疑者にも準用せられてゐる(第一三二條第二項)。

斯かる眞實供述義務に關する規定は、日本の刑事訴訟法には存せざるものであり、滿洲國刑事訴訟法の特色たるものである。

尤も眞實供述義務に違反した場合の制裁は規定せられず、又、眞實を供述したことによる利益も規定はせられてゐない、併し眞實供述義務そのものが法文に明掲せられたことは、それ自身、從來の自由主義的色彩の強い公訴主義に重大な修正を加ふるものであり、意義の深いものである。

第三 公判の裁判

公判の裁判には、左の如き各種のものがある。

(一) 科刑の判決

被告事件につき犯罪の證明のあつたときになされる所謂有罪の判決で、刑の執行猶豫、刑の執行免除、裁判確定前に於ける勾留日數の算入、勞役場留置の期間に關する裁判等も同時になされる(第二九九條)。

(二) 刑の免除の判決

被告事件につき犯罪の證明あるも、其の刑を免除すべきときになされるものである(第三〇〇條)。

(三) 無罪の判決

無罪の判決は、被告事件につき犯罪の證明ないとき、又は被告事件罪とならず、又は罰せられざる  
ときになされるものである(第三〇二條)。

以上の三者は、犯罪の成否又は刑罰權の存否に關する裁判で、所謂實體上の裁判と稱せらるるこ  
ろのものである。

(四) 免訴の判決

免訴の判決は、左の何れかの場合になされるものである(第二九八條)。

- (イ) 事件につきすでに確定判決を経たるとき
- (ロ) 犯罪後の法令により刑の廢止ありたるとき
- (ハ) 大赦ありたるとき
- (ニ) 時效完成したるとき

免訴の判決が、實體上の裁判か形式上の裁判かに付ては、議論の存するところである。

(五) 公訴却下の判決

公訴却下の判決は、日本刑事訴訟法の公訴棄却の判決に該當するもので、左の何れかの場合になさ  
れる(第二九三條)。

- (イ) 被告事件につき裁判權を有せざるとき
- (ロ) 被告事件につき管轄權を有せざるとき
- (ハ) 公訴提起の方式に重大なる瑕疵あるとき
- (ニ) 公訴の取下により、公訴の却下の裁定ありたる事件につき更に公訴の提起ありたるとき
- (ホ) 公訴の提起ありたる事件につき、更に同一法院に公訴の提起ありたるとき
- (ヘ) 告訴又は請求を待て論すべき罪につき、告訴又は請求の取下ありたる時、又は被害者の  
明示したる意思に反して論ずることを得ざる罪(刑法第二二三條の名譽毀損罪の如し)につき、其の  
明示したる意思に反するに至りたる時

尙、右公訴却下の判決に付ては、一定の制限が設けられてゐる(第二九四條乃至第二九六條)。

(六) 公訴却下の裁定

日本刑事訴訟法の公訴棄却の決定（日本刑事訴訟法第三六五條）に該當するもので、左の何れかの場合になされるものである（第二九七條）。

(イ) 被告事件につき公訴の取下のありたるとき

(ロ) 被告人死亡したるとき

(ハ) 被告人たる法人存続せざるに至りたるとき

(ニ) 刑事訴訟法第七條又は第八條の規定により審判をなすべからざるとき

以上の各號の場合は、其の事由特に明瞭であるから、判決を以てなされず、裁定を以てなされる。又、判決により公訴却下の場合は、原則として訴訟條件の欠缺を補充して、更に公訴の提起が出来るが、右裁定による却下の場合には、このことはない。

(七) 事件移送の裁定

管轄権のない地方法院より管轄権のある區法院へ、又土地管轄権のない法院より土地管轄権のある法院へ事件を移送するためになされるものである（第二九四條但書、第二九六條第一項但書）。

以上の中、(五)乃至(七)のものは、單に訴訟法上の點に關する裁判であり、實體上の裁判に對して形式上の裁判と稱せられる。

第四 判決と裁定

(一) 裁判の分類

裁判は、其の對象となる事柄の輕重を標準として、判決と裁定との二種に分たれる。この點は、日本の刑事訴訟法が、裁判を判決、決定、命令の三種に分つと趣を異にするところである（日本刑事訴訟法第四八條）。

(二) 判決

判決を以て裁判をなすべき場合は、各條文に規定せられてゐる（第二九三條、第二九八條、第二九九條、第三〇〇條、第三〇二條、第三三二條、第三三三條、第三三三條、第三三六〇條、第三六一條、第三六二條、第三六三條、第三六四條、第四〇六條、第四一〇條等）。

判決は、すべて終局裁判で常に法院のなす裁判である。又、公判の審理に基いてなされるのを原則とする（第四二條第一項、例外第二七一條乃至第二七三條、第二八九條、第三五三條、第四一〇條等）



又、實體上の裁判は、判決を以てなされる。

(三) 裁 定

判決以外の裁判は、すべて裁定である。判決の場合の如く、裁定をなす場合は必ずしも條文に明記せられてゐない。

裁定は、すべて形式上の裁判である。原則として中間裁判であるが、終局裁判の場合もある(例へば第二九七條)。裁定には、法院のなすものと、審判官のなすものがある。

(四) 裁判の種類

裁判は、別個の見地よりして、法院のなすものと審判官のなすもの、實體上のものと形式上のもの終局裁判と中間裁判等に分類することが出来る。

## 第七章 上 訴

### 第一 上訴の種類

上訴には、控訴、上告、抗告の三種類のものが認めらるること、日本刑事訴訟法と同じ。

### 第二 控 訴

控訴は、區法院又は地方法院に於てなした第一審の判決に對してなす上訴である(第三二八條)。區法院の判決に對する控訴は、地方法院が管轄し、地方法院の第一審判決に對する控訴は、高等法院が管轄する。

控訴の提起期間は、十日である(第三一四條第一項)。

而して、控訴事件に付ては原則として覆審が行はれ、公判に關する第二編の規定は、原則として準用せられる(第三三四條、第三三五條)。

### 第三 上 告

上告は、第二審の判決、高等法院に於てなしたる第一審の判決、例外的に區法院又は地方法院に於てなした第一審の判決に對してなされる上訴である(第三三六條、第三四一條)。其の特色は、大凡左の如き諸點にある。

(一) 地方法院の第二審判決及び區法院の判決に對する上告は、高等法院がこれを管轄する。又、高等法院の判決、地方法院の第一審判決に對する上告は、最高法院がこれを管轄する。

(二) 上告は、原則として法令違反を理由とするときにのみなすことを得るもので、これに對する例外は、判決のありたる後刑の廢止若くは變更又は大赦のありたるときのみである(第三三七條、第三四〇條)。日本刑事訴訟法の如く、其の他の理由によるものが廣く認められない(日本刑事訴訟法第四一二條乃至第四一四條)。

(三) 上告審に於ける審理は、原則として口頭辯論によるものであるが、書面審理のみによつて審判をなし得る例外は、日本刑事訴訟法に比し著しく擴張せられてゐる。

(四) 上告審に於ける辯論は、律師たる辯護人にあらざれば、これをなすことを得ない(第三五四條)。

#### 第四 不利益變更禁止の原則の不採用

日本刑事訴訟法に於ては、被告人の利益のために上訴のありたるときは、上訴審は原判決を被告人の不利益に變更することを不得とする(日本刑事訴訟法第四〇三條)。所謂不利益變更禁止の原則これであり、この原則は實際上不當な結果を生ずる場合があり、其の妥當性につき有力な異論の存するところのものである。

滿洲國刑事訴訟法は、この原則を採用せず、上訴のありたるときは、上訴法院は自己の所信に従ひ被告人の利益、不利益に拘らず、適切なる審判をなし得ることとしてゐる。

#### 第五 抗告

抗告は、裁定に對してなされるものであり、普通の抗告と即時抗告とに分かれ、前者の提起期間は十日であるに反し、後者の提起期間は五日である(第三六九條、第三一四條)。

區法院のなした裁定は、地方法院の管轄に屬し、地方法院の第一審又は第二審としてなした裁定、並びに區法院のなした上告却下の裁定は、高等法院の管轄に屬する。更に又、高等法院の第一審又は第二審としてなした裁定、並びに上告却下の裁定に關する抗告は、最高法院の管轄に屬する。

抗告は、即時抗告を除く外、裁判の執行を停止する效力を有せず(第三七三條)、抗告に對しては、抗告法院は檢察廳の意見を聴き裁定をなす(第三七五條)。

## 第八章 非常手續

### 第一 再審

非常手續として、確定判決に對する再審の申立の許されることは日本刑事訴訟法と同一で、其の申立は、原判決をなした法院がこれを管轄する(第三八三條)。

日本の再審制度と異なる主要點は、日本刑事訴訟法は、確定判決を受けた者の利益のための再審はこれを廣く許すに反し、其の不利益のための再審を許すことは甚だしい。これに反し、滿洲國刑事訴訟法に於ては、確定判決を受けた者の利益のための再審と、不利益のための再審との間に差異を設けず、苟くも誤のある裁判は同様にこれを匡正するの態度を採つてゐることである(第三八一條以下)。

## 第二 非常上告

非常手續の他の一種として、非常上告の制度が採用せらるること、日本刑事訴訟法に於けると同じ。即ち、判決確定後、其の事件の審判法令に違反したることを發見したるときは、最高檢察廳は最高法院に非常上告をなすことを得るものとせられる(第四〇二條)。

## 第九章 特殊手續

### 第一 略式手續

罰金、拘留又は科料に處すべきものと思料せらるる事件に付ては、略式手續が認められる(第四〇九條以下)。即ち區檢察廳の請求により、法院は、公判審理の手續によらずして、書面審理により科刑の判決をなすことを得る。

日本の刑事訴訟法によれば、略式手續に付ては正式裁判の請求を許し、更に三審の審判を認むることにより、結局四審の手續を必要としてゐる。これに反し、滿洲國刑事訴訟法は、略式手續による判決に對しては正式裁判の請求を認めず、通常の上訴を許すこととしてゐる。即ち略式判決制度を新設し、これにより一審が日本刑事訴訟法に比し減ぜられることとなり、それだけ審理は促進せられることとなる。

### 第二 其の他の特殊手續

略式手續外の特殊手續としては、從刑專科の手續、執行猶豫の取消及び刑の更定に關する手續等が定められてゐる。

從刑專科の手續とは、主刑を科せず、從刑たる沒收(刑法第四〇條)、效用毀滅(同第四一條)の刑のみを科する手續で、この手續は、檢察廳に於て不起訴處分をなしたる場合、從刑のみを科するを相當

と認むるとき管轄法院に對して其の請求をなすによりなされる。

執行猶豫を取消す手續は、一定の區檢察廳は其の對置法院に對し其の旨の請求をなすによりてなされる(第四一七條)。

又、刑の更定(刑法第四六條、第五三條)の手續は、其の犯罪につき最終の判決をなした法院の對置檢察廳が、其の法院に請求をなすによりてなされる(第四一八條)。

## 第十章 附帯私訴

滿州國刑事訴訟法も、附帯私訴を認むる。即ち犯罪により身體、自由、名譽、財産、其の他の利益を侵害せられたる者は、其の損害を原因とする請求につき公訴に附帯し、公訴の被告人に對して私訴を提起することを得る(第四五〇條)。斯かる附帯私訴は、公訴につき第一審の審理終結するまでこれを提起することを得(第四五一條)、私訴の判決は公訴の判決に於て認めたる事實につきこれをなすことを要する(第四五三條)。附帯私訴は、一定の事由があり附帯性の實益を喪失したときは、これを公訴より分離し、法院の民事庭に於て純然たる民事訴訟手續を以つて審判すべきものとせられる(第四

七〇條、第四八七條、第四五九條)。

## 違警罪處罰令、違警罪即決例

### 第一章 違警罪處罰令、違警罪即決例

違警罪處罰令は、警察罰とこれに科すべき刑罰との關係を規定した實體法で、康徳五年三月二十日治安部令第十七號を以て制定せられ、同年四月一日より施行せられた。

違警罪即決例は、右違警罪處罰令に規定せられる警察罰の科刑手續を定むるもので、康徳四年六月三十日勅令第二百九號を以て制定せられ、同年九月一日より施行せられた。

違警罪即決例は、刑法第二條に示す拘留、科料たる違警罪に該當する者の科刑全部に對する手續を定むるものであるが、其の主たるものは違警罪處罰令に定められるところのもので、違警罪處罰令と違警罪即決例とは、恰かも刑法と刑事訴訟法との關係の如く、實體法と手續法との關係にあるものである。

人權保障法第一條により、身體安全の自由が保障せられる結果として、違警罪即決例は法律と同等の勅令（組織法第三六條）を以て制定せられてゐる。併し、違警罪處罰令は、拘留又は科料にのみ該する罪を定むる結果、違令罰基準法（公文程式令の部参照）に基づき、法律と同等の勅令を以て規定せられず單なる治安部令を以て規定せられてゐる。

### 第二章 違警罪處罰令の内容

違警罪處罰令は、六條より成り、拘留又は科料に處すべき行爲に付て規定せられる。第一條は、拘留のみに處すべき行爲に付て規定し、第二條及び第三條は、拘留又は科料を選択すべき行爲に付て規定し、第四條及び第五條は、科料のみに處すべき行爲に付て規定する。

違警罪處罰令は、廣義に於ては刑法たるものである。併し刑事罰とはならない輕微なる行爲に付て規定するものであり、刑法法典の補充法と稱すべきものである。

刑法第九條によれば、刑法の總則はすべて刑罰を規定せるものに適用せられる。違警罪處罰令は、拘留科料に付て規定したものであり、刑法の總則は原則としてこれに適用せられる。併し特別の規定

のある場合は其の適用なく、其の特別の規定として違警罪處罰令第六條がある。即ち共犯中附隨の地位に在る者及び影響輕微なる行爲をなしたる者は、其の刑を免除することを得るものとせられてゐる。

拘留は一日以上六十日以下であり(刑法第三六條)、科料は五角以上五十圓以下である(同第三七條)而して科料を完納することの出来ない者は、一日以上五十日以内の範圍内に於て勞役留置場に留置することが出来、又一部を納付したる者は、科料額と留置日數の比例に従つて、納付したる金額に相當する日數を控除する(同上第三八條、第三九條)。

### 第三章 違警罪即決例の内容

違警罪即決例は、違警罪を犯したる者の科刑手續に付て規定する。即ち單に違警罪處罰令のみの手續法ではない。併し違警罪處罰令に規定せられる違警罪にも、この即決手續が適用せられること勿論であり、以下其の内容の概要につき一言する。

#### (一) 即決をなす官廳

違警罪の即決は、警察總監、警察廳長、縣の警察事務を掌る科長及び旗の警務科長、警察署長、海上警察隊長たる警察官並びに鐵道警護隊長によつてのみ、其の管轄區域内に於ける事件に付てなされる。而して、これらの者に支障のあるときは、其の職務を代理する警察官によりて即決處分は代行せられる(第一條)。

#### (二) 即決の形式

違警罪即決の形式には、左の二種のものがある。

##### (イ) 對席による即決

被疑者を即決官廳に呼出してこれを審訊し、且つ證據を取調べ、審訊書を作成し、これを閲覽又は讀聞け然る後本人に對して署名捺印せしむる。而して後に處分書を作成して直ちに科刑の言渡をなし且つ正式裁判に關する期間及び申立方法を告知する。

##### (ロ) 闕席による即決

被疑者を呼出したるも出頭せざるときは、審訊することなく、證據のみによつて科刑を言渡す。而して處分書を作成し、其の謄本を送達する(第二條及び第五條)。

(三) 即決處分の效力の發生

即決處分は、對席の場合に於ては宣告の日より三日、闕席の場合には處分書謄本の送達の日より五日を経過して執行力を生ずる。又、正式裁判の請求を抛棄したるときは、右の期間内でも確定力と執行力を生ずる(第一一條)。

(四) 即決言渡に附隨する特別處分

即決處分の言渡をなしたるとき、必要あるときは、これに附隨して左の如き特別處分をなすことを得る。

(イ) 即決處分の執行を保全するため必要ありと認むるときは、保證金を納付せしめ、又は親族その他の者にこれを責付することを得る(第二三條)。

(ロ) 即決處分を受けたる者に對して保證金納付を命じたるもこれに従はざるときは、即決處分の確定するまでこれを留置することを得る(第二四條)。

(五) 正式裁判の請求

即決處分は、其の内容は司法處分であるに拘らず、其の形式は、警察官署によりてなされる行政處

分である。従つて、其の處分は最終的のものとなせられず、これに對しては正式裁判請求の途が開かれてゐる。

即決處分を受けたる者がこれに不服なるときは、其の處分をなしたる官署を管轄する區法院に對して正式裁判の請求をなすことが出来る。正式裁判の請求は、處分をなしたる官署に請求書を差出すの方法によりてなす(第七條、第八條第二項)。請求期間は、對席の場合は三日以内、闕席の場合は五日以内であるが、一定の場合には例外が認められる(第八條第一項、第九條)。即決處分に對する正式裁判の請求書を受理した官署は、速かに書類及び證據物と共に管轄檢察廳に送致することを要する(第一二條)。

## 公文程式令等

### 第一章 公文程式令の制定

公文程式令は、康德元年三月一日勅令第二號を以て制定せられ、即日施行せられた。法令の施行、大權の施行其の他國家の意思を發表することに關し其の方式等を定めたものである。公文程式令の制定までは、大同元年教令第十五號、暫行公文程式令が行はれてゐたが、これは公文程式令によりて廢止せられた。

### 第二章 公文程式令の内容

#### 第一 詔書

詔書は、帝室に關する重要な勅旨及び國務に關する勅旨を宣誥する場合に發せらるる。帝室に關

するものと、國務に關するものと、帝室及び國務に關聯するものとの三種があり、それらによつて其の副署すべき者を必ずしも同一にしない(第一條)。

#### 第二 勅書

勅書は宣誥せざる勅旨につき發せられる。尤も別段の形式によるものは除外せられる。而して、勅書も、帝室に關するものと、國務に關するものとの兩種があり、それにより、其の副署すべき者を異にする(第二條)。

#### 第三 帝室令

帝室令は、宮内府官制其の他帝室の事務に關し勅定を経た規定で、公示を要するものにつき發せられる。上諭を附して公布すべきものとせられる。帝室令にも、國務に關連するものがあり、然らざるものがあり、國務に關連するものと否とでは、副署する者を異にする(第三條)。

#### 第四 法律

法律には上諭を附してこれを公布する(第四條第一項)。

其の上諭には、參議府の諮詢及び立法院の翼賛を経た旨を記載する。



組織法第二十四條第二項の規定によるものに付ては、其の旨並びに參議府の諮詢を経た旨を記載する。

共に親署の後御璽を鈐し、國務總理大臣年月日を記入しこれに副署し、又は主管の各部大臣と共にこれに副署する(第四條第二項)。

#### 第五 勅 令

勅令は、上諭を附してこれを公布する(第五條第一項)。

上諭には、普通の勅令は、參議府の諮詢を経た旨を記載する。

緊急勅令及び當分の間の參議府の諮詢を経て發布せられる法律と同一の效力を有する勅令に付ては其の旨を記載する。

而して共に親署の後御璽を鈐し、國務總理大臣年月日を記入しこれに副署し、又は主管の各部大臣と共にこれに副署する(第五條第二項)。

#### 第六 條約其他外交文書

國際條約を公示するときは、參議府の諮詢を経た旨を記載し、親署の後御璽を鈐し、國務總理大臣

年月日を記入し、主管の各部大臣と共にこれに副署したる上上諭を附してこれを公布する(第六條)。

國書其他外交上の親書、條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任令、名譽領事委任令、外國領事認可狀には、親署の後御璽を鈐し、國務總理大臣年月日を記入し、主管の各部大臣と共に副署する(第一〇條)。

#### 第七 豫算等

豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件は、上諭を附して公布し、其上諭には、參議府の諮詢及び立法院の翼賛を経た旨を記載する。

又、豫算案又は豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件で立法院の再議に附してなほ改めないとき參議府に諮りて其の可決したるもの、又は當分の間の參議府の諮詢を経て定められたる豫算及び豫算外國庫負擔となるべき契約に付ては、其の旨及び參議府の諮詢を経た旨を記載し、親署の後御璽を鈐し、國務總理大臣年月日を記入し、主管の各部大臣と共にこれに副署する(第七條)。

#### 第八 其の他

以上の外、國務總理大臣の主管事項につき發する院令、各部大臣の主管事項につき發する部令、宮

内府令につき(第八條)、又、官吏の任命状及び解任状につき(第一一條、第一二條)それぞれの形式が定められてゐる。官吏の任命状、解任状は、特任官、簡任官、薦任官、委任官によつて各其の形式を異にする。

以上の公文の公布は、原則として政府公報を以てせられる。

なほ、省令、廳令等に關しては、別に地方官署命令程式令(康德二年二月二八日勅令第一七二號)に詳細定められてゐる。

### 第九 法令の施行期日

法律、勅令其他諸種の命令の施行期日に關しては、法律命令の施行期日に關する件(康德元年三月一日勅令第三號)により、別段の施行期日の定ある場合を除く外、公布の日より起算し滿三十日を經て施行するものとせられてゐる。

尤も軍令は、別段の施行期日の定ある場合を除く外、直に施行せられること次に述ぶるが如くである。

## 第一〇 軍令

軍令に關しては、別に軍令に關する件(康德元年三月一日軍令第一號)により定められてゐる。これによるに、軍令とは、軍の統率に關し勅裁を経たる規定で、其の公示を要するものは上諭を附してこれを公布する。其の上諭には、原則として軍政部大臣副署し、其の國務と關連するものには、國務總理大臣と俱にこれに副署するものとせられてゐる。而して、別段の施行期日の定めのある場合を除く外、直にこれを施行するものとせられてゐる。

### 第一一 罰則の限度

勅令其他の法令に附すべき罰則の限度に關しては、違令罰基準法(康德四年六月三〇日勅令第二〇八號)が制定せられてゐる。其の内容を述べると、左の如くである。

(一) 勅令に附すべき罰則は、一年以下の徒刑若くは禁錮、五百圓以下の罰金、拘留又は科料に限る。

(二) 院令及び部令に附すべき罰則は、六月以下の徒刑若くは禁錮、三百圓以下の罰金、拘留又は科料に限る。

(三) 省令、新京特別市令、首都警察廳及び鐵道警護總隊令に附すべき罰則は、三百圓以下の罰金

拘留若くは科料に限る。

(四) 縣令、旗令、市令、市政管理處令及び警察廳令に附すべき罰則は、百圓以下の罰金、拘留又は科料に限る。

## 國務院官制、國務院各部官制

### 第一章 國務院官制等の制定

滿洲國の中央行政機關の詳細は、審計局が審計法に規定せられることを除いては國務院各部官制に規定せられてゐる。前者は、康徳四年六月五日勅令第百十九號を以つて制定せられたものであり、後者は、同日勅令第百二十號を以つて制定せられたものである。尤も建國の初め、大同元年三月九日敕令第五號を以つて國務院官制は制定せられたが、其の後種々と改正せられ、康徳四年の所謂政治行政機構の改革に當り制定せられたるものが、爾來數次の改正を経て現在に及んでゐる。

## 第二章 國務院

### 第一總說

國務院官制國務院各部官制 第一章 國務院官制等の制定

國務院は、諸般の行政を掌理する最高行政機關である。このことは、組織法第二十六條に明定せられてゐる。

組織法は、國務院に國務總理大臣及び各部大臣を置くことを定め(第二七條第一項)、國務總理大臣及び各部大臣の權限職責の大綱につき定むるが、其の詳細は國務院官制並びに國務院各部官制に定められてゐる。以下、主として國務院官制により、國務院の大綱につき述ぶる。

### 第二 國務院の各部

國務院には、國務總理大臣及び各部大臣が置かれ(組織法第二七條第一項)、其の各部は、左の如く六部に分たれる(國務院官制第八條)。

- (一) 治安部
- (二) 民生部
- (三) 司法部
- (四) 興農部
- (五) 經濟部

### (六) 交通部

所謂部は、日本に於ける各省に相當するものであるが、其の數は日本の各省に比して少い。

元來、國務院の各部は、建國當初に於ては民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法の七部が設定せられ、後に文教部が加はり、康徳元年十二月一日、蒙旗行政の改革に伴ひ蒙政部が設けられ、九部の組織を有してゐたが、康徳四年の行政機構の一大改革により、各部の廢合が行はれ、其の後又一部改正が行はれ、右の如く六部の組織を有することとなつた。部の數が少いのは、これを以て行政の簡素、強化を企圖せられるにある。

### 第三 總務長官、總務廳

國務院には、國務總理大臣を輔佐する總務長官が置かれる(國務院官制第九條)。

總務廳は、總務長官の統轄する、國務總理大臣の職務遂行に關する事務を司掌する官廳で(同上第一〇條)、官房の外、企畫處、法制處、人事處、主計處、統計處、弘報處、地方處の各處に分たれてゐる(同上第一五條)。これらの各處の事務は、各部を統制する便宜上、國務總理大臣の直轄事項とせられるものである。即ち總務廳は、人事豫算、法制及び企劃等を總括するもので、國務總理大臣の直接

の輔佐機關として政治機構の中心となる重大な地位を有するものである。

#### 第四 興安局總裁

國務院には、興安嶺方面の蒙古地帯の行政を司るために興安局總裁が置かれる。

興安局總裁は、蒙政に關し、國務總理大臣を輔佐し、蒙政事務の連絡調整に任ずる（國務院官制第一一條）。

康徳四年の改革迄は、蒙古行政に關しては蒙政部が設けられてゐたが、康徳四年の改革により、蒙政部は廢止せられ、國務院直屬の興安局が設置せられ、國務總理大臣の輔佐機關とせらるるに至つた。これは、民族協和促進の見地より、蒙地行政の特殊的劃分を排し、國家全體主義の見地より蒙民の厚生をはかり、國務總理大臣の直轄下各部全體の一致協力によつて行政の効果を増進せんとするの見地よりなされた改革である。

#### 第五 外務局

國務總理大臣は外交を直宰するものとせられ、其のために外務局が設けられる（同上第一二條）。

外交に關しては、康徳四年の改革までは、外交部が設けられてゐたが、康徳四年の改革により、外

交部は廢止せられ、國務總理大臣の直宰するところとせらるるに至つた。

#### 第六 國務院會議

國務院會議は、行政事務の連絡統一を圖り、全局の平衡を維持するために設けらるるものである（國務院官制第六條第一項）。

國務院會議を主宰する者は、國務總理大臣であり、其の組織者は各部大臣、總務長官及び興安局總裁又は其の代理者である（同上第六條第二項）。

而して、左の如き件は、國務院會議に提出して、其の議を経ることを要する（同上第七條）。

- (一) 法律、勅令、豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件
- (二) 外國との條約及び重要涉外案件
- (三) 豫算外の支出
- (四) 簡任官の任命及び進退
- (五) 以上の外の重要な國務

而して各部大臣は、其の主管事務に關し、國務院會議を要求することを得るものとせられる（國務

國務院會議は、右により分明の如く重要な存在であるが、併し其の性質は、行政事務の連絡をはかるための單純な合議機關であり、直接國家の意思を決定するものでなく、従つて國務總理大臣、各部大臣等の如く行政官廳たる性質を有するものではない。

### 第三章 國務總理大臣

#### 第一 國務總理大臣の地位

國務院には、國務總理大臣及び各部大臣が置かれる(組織法第二七條第一項)。

國務總理大臣と各部大臣とは、其の法上の性質を大いに異にする。即ち國務總理大臣は、皇帝を輔弼し奉る所謂輔弼機關たるものであるが、各部大臣は、輔弼機關ではなく、單なる行政長官たるものである。尤も事務の性質上、各部大臣に屬せしむるを適當とせざるものは、國務總理大臣の主管に屬せしめられ、従つて國務總理大臣は、輔弼機關たると同時に、又行政官廳たる地位をも有する。其の事務は、企劃、法制、人事、主計、宣傳、統計、外交、蒙政等に亘るもので、これらの事務の範圍に

於ては、國務總理大臣も各部大臣と同じく、行政長官たる地位を有する。

#### 第二 國務總理大臣の職責權限

##### (一) 序 說

國務總理大臣は、前述の如く皇帝を輔弼し其の責に任ずる所謂輔弼機關たるを原則とし、同時に他面、行政事務の一部をも擔任し、行政長官たるの地位をも有する。其の職責權限は、組織法並びに國務院官制に規定せられてゐる。これらの規定に基づき、以下其の概要を述べる。

##### (二) 一般國務の輔弼

國務總理大臣は、皇帝を輔弼し、其の責に任ずる(第四條)。

所謂輔弼とは、皇帝に意見を奉り、其の採納を請ふをいふ。輔弼すべき事項は、原則として一切の國務である。ただ宮廷事務に關しては、皇帝の輔弼機關として宮内府大臣があり、宮内府大臣が帝室の一切の事務につき皇帝を輔弼し其の責に任ずる(康徳元年三月一日帝室令第二號宮内府官制)。又、軍の統率に關する軍令事務も、原則として國務總理大臣の輔弼事項よりは除外せられる。

右の外の一般國務に關しては、法律上の事項であると、事實上の事項であるとを問ふことなく、又

文書を以てすると、口頭を以てすると、諮問に應ふると、自ら進んで獻策するとを問ふことなく國務總理大臣がこれを輔弼する。かく國務に關し、一般的に輔弼するの職責を有するは國務總理大臣のみであり、各部大臣は、國務に關し皇帝を輔弼し奉るの職責を有しない。多數の國務大臣の輔弼制を認めず、國務總理大臣なる單獨の輔弼機關を認めたことは、滿洲國組織法の顯著なる特色である。

(三) 副 署

國務總理大臣は、國務に關する詔書、勅書、法律及び勅令に副署する(第二九條)。國務と別個に取扱はるる帝室の事務に關しては、宮内府大臣が原則として副署し、國務に關聯なき以上、國務總理大臣は副署しない。斯かる例外を除いては、一般的に國務總理大臣が副署する。ここに所謂副署とは、皇帝の御名に副へて自己の名を署することをいふ。各部大臣も副署するが、それは自己の主管事項に關するものに限る。これに反し、國務總理大臣は、國務に關する限り、一般的にこれに副署する。

(四) 各部大臣との關係

國務總理大臣と各部大臣とは、上命下從の關係にある。

即ち國務總理大臣は、皇帝の旨を奉じ各部大臣を統督し、國家行政の機務を掌理し其の責に任ずる

ものとせられ(國務院官制第一條第一項)、又、行政の統一を保ち、全局の平衡を維持するために必要ありと認むるときは、各部大臣の命令又は處分を停止し又は取消すことを得るものとせられる(同上第四條)。又、各部大臣は、國務總理大臣の統督を承け、主管事務を掌理するものとせられる(國務院各部官制第一條第一項)。

即ち國務總理大臣は、施政の方針を定めてこれを各部大臣に指示し、各部大臣間に意見の衝突のあるときは其の調和をはかり、各部主管の事務に關してもこれを指揮監督するの權を有し、而して各部大臣の命令又は處分にして施政の方針に反するものと認むるときは、それが違法といふ程度のものでなくとも、これを停止又は取消し得るの強力なる職權を有する。國務總理大臣の統制力は、政治の簡素化、中央集權化等の見地よりして、特に強大にせられてゐることは注目し値する。

(五) 國務院會議の主宰

國務總理大臣は、國務院の首班として行政事務の連絡統一をはかり、以て全局の平衡を維持するための國務院會議を召集し、及び其の議長として其の議事を主宰する(國務院官制第六條第二項)。

(六) 地方行政の總括

國務總理大臣は地方行政を總括し、省長、新京特別市長及び警察總監を指揮監督する。而して、省長、新京特別市長及び警察總監の命令又は處分にして、成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは、これを停止し又は取消すことを得る（國務院官制第五條）。

康德四年の改正までは、省長以下の地方官廳は民政部大臣の管理するところであつたが、中央政府の政策方針を十分に地方に徹底反映せしむる趣旨よりして、省長、新京特別市長及び警察總監は、康德四年七月一日以來國務總理大臣の直屬機關とせらるるに至つた。

(七) 外交の直宰等

國務總理大臣は外交を直宰し、外交使節及び領事官を指揮監督する（同上第一二條第一項）。

外交に關しては、康德四年の改正までは、特に外交部が設けられ、其の掌理するところとせられてゐたが、康德四年の改正によりて外交部は廢止せられ、國務總理大臣の直宰するところとせられ、國務院に外務局が置かれることとなつたことは前述せる如くである。

國務總理大臣は、外交の外、蒙政、企劃、法制、人事、主計、統計、宣傳等の重要事務をも直宰する。これらの事務を輔佐する者として、總務長官、興安局總裁、內務局長官、外務局長官等が置かれ

てゐる。

(八) 官吏の董督

國務總理大臣は、所部の官吏を董督し、其の任免、進退及び賞罰に關し皇帝に奏請する（同上第二條）。尤も委任官以下の官吏の任免等は、各部大臣がこれを專行する（國務院各部官制第六條）。

(九) 院令の發布

國務總理大臣は、主管事務に關し、職權又は特別の委任によりて院令を發する（國務院官制第三條）院令は、行政長官としての地位に於て發するもので、各部大臣の發する部令と同一のものである。

(一〇) 所屬官署の管理監督

國務總理大臣たる行政官廳には、國都建設局、國道局、大陸科學院（日滿の權威者を網羅して資源の開發に關する根本調査をなすもの）等もあり、これらの官署は、總務廳、興安局、內務局、外務局等と共に、國務總理大臣の管理監督に服する。

## 第四章 各部大臣



### 第一 各部大臣の地位

各部大臣は、國務總理大臣の統督を承け、主管事務を掌理し、其の責に任ずるものである（國務院官制第八條第二項、國務院各部官制第一條第一項）。

各部大臣は、國務總理大臣と異なり、皇帝を輔弼するものではない。國務總理大臣の統督を承け、主管事務を掌理するもので、即ち國務大臣ではなく、行政長官たる地位を有するものである。換言すれば、各部大臣は、國務總理大臣に隸屬する各部の行政擔當責任者である。

各部大臣は、唯各部の行政長官たる地位に在るに止まり、皇帝輔弼の地位に在るものでないといふ點に於て、日本の各國務大臣とは其の法上の性質を大いに異にする。

日本の各國務大臣は、一面行政長官たるものであるが、他面國務大臣たるの地位を有し、總理大臣と同じく、天皇輔弼の地位に在るもので、この點、總理大臣と各國務大臣との間に差異はない。然るに、滿洲國に於ては、組織法上、皇帝輔弼の地位に在るものは、大臣中唯國務總理大臣在るのみであつて、他の各部大臣は各部の行政長官であつて、皇帝輔弼の地位に在るものではない。

### 第二 各部大臣の主管事項

國務院には、治安、民生、司法、興農、經濟及び交通の各部が置かれ（國務院官制第八條第一項）、従つて、各部大臣にも、治安部大臣、民生部大臣、司法部大臣、興農部大臣、經濟部大臣、交通部大臣の六大臣がある。

各部大臣の主管事項は、概略左の如くである（國務院各部官制）。

#### (一) 治安部大臣

治安部大臣は國防、用兵、軍政、警察其他治安に關する事項、陸地及び水路の測量に關する事項並びに馬、騾及び駱駝に關する事項を掌理する（第一一條）。

治安部大臣は、右の如く、用兵作戰等に關する統率事項並びに軍政の作用等の軍事關係の事項を掌理すると共に、又、治安警察、行政警察等に關する事項を管掌する。かく兩者を統合管轄するものとせられるは、滿洲國の治安の速かなる確立をはかるため、兩者の統一的行動を特に必要とするによる。

治安部大臣は、武官を以てこれに任ずるものとせられる（第一四條第一項）。

#### (二) 民生部大臣

民生部大臣は、教育、禮教、社會、保健、民心作興及び民生安定に關する事項を掌理する（第二〇）

條)。

即ち國民教育、衛生、保健、社會福利施設、宗教其他國民生活に直接奉仕する社會政策的行政事務は、あけて民生部に統合せられてゐる。因みに康徳四年の改革までは、これらの事務は、民生部、文教部等に分割せられてゐた。

(三) 司法部大臣

司法部大臣は、法院、檢察廳及び監獄を監督し、民事、刑事、行刑、非訟事件、民籍、地籍其他司法行政に關する事項を掌理し、これを以て其の主管事項とする(第二七條)。

(四) 興農部大臣

興農部大臣は、農、林、畜産、水産及び開拓に關する事務を掌理する(第三四條)。即ち、農務並びに畜産に關する事項を、其の主管事項とする。

(五) 經濟部大臣

經濟部大臣は、工、鑛、商、貨幣、金融、租稅、國有財産、專賣、工業所有權、水力電氣施設の建設及權度に關する事項を掌理する(第四一條)。

(六) 交通部大臣

交通部大臣は、鐵道、道路、河川、灌漑、公有水面、水運、航空、郵務、電信、電話其他交通及び通信に關する事項、都邑計畫及び水道其他に關する事項を掌理する(第四九條)。

第三 各部大臣の職責權限

各部大臣は、各部の行政長官たる地位に在るもので、直接皇帝を輔弼する所謂國務大臣ではない。即ち皇帝の輔弼は其の職責ではない。併し乍ら、組織法並びに國務院各部官制により、左の如く重要な職責、權限が與へられてゐる。

(一) 各部大臣は、主管事務に關し其の責に任ずる(組織法第二七條第二項)。

即ち各部大臣は、國務總理大臣の統督を承け、主管事務を掌理し、其の責に任ずる(國務院各部官制第一條第一項)。

(二) 國務に關する詔書、勅書、法律及び勅令には、國務總理大臣と俱に主管の各部大臣が副署するの職責を有する(第二九條)。

各部大臣は、皇帝を直接輔弼するものではないが、其の主管事務に關し其の責に任ずると共に、其

の責任を明かにする趣旨よりして、主管事務に関する詔書、勅書、法律及び勅令には、副署すべきものとせられる。

(三) 主管事務に關し、法律又は勅令の制定、廢止又は改正を要するものと認むるときは、案を具し國務總理大臣に提出する(國務院各部官制第二條)。

(四) 主管事務に關し、國務院會議を要求することを得る(同上第三條)。

(五) 主管事務に關し、職權又は特別の委任により勅令を發することを得る(同上第四條)。

(六) 主管事務に關し、省長、特別市長及び警察總監を指揮監督し、其の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは、これを停止し又は取消すことを得る。但し重要な事項に付ては、國務總理大臣の指揮を承くることを要する(同上第五條)。

(七) 所部の官吏を指揮監督し、其の進退及び賞罰に關し國務總理大臣に具狀し、委任官以下はこれを專行する(同上第六條)。

## 文官令

### 第一章 文官令の制定

文官令は康徳五年五月七日勅令第九十五號を以て制定せられ、同年十月一日より施行せられた。

文官令は文官に關する綜合的基礎法で、其の制定は早くより研究せられてゐたが、遂に康徳五年に其の制定を見、ここに特色のある文官制度が確立せられることとなつた。

文官令制定の趣旨精神は、其の上論に於て極めて明白である故、左にこれを掲げる。

「我が國建國ノ始ヨリ國是ヲ世界ニ表正シテ民族ヲ協和ニ安シ盟邦ト一徳一心國基益固ク庶績日ニ熙マル、深ク念フニ建國ノ精神洪業ノ明令懸ツテ天日ノ如ク實濟ノ望仰テ衆庶ニ在リ、責官吏ニ繫ル、苟ニ郵治ノ隆ヲ期センニハ賢能ヲ擧ゲ英俊ヲ摺キ不肖ヲ黜ケ貧墨ヲ斥ケ忠誠公ニ奉ジ自ラ靖ジテ身ヲ獻スルノ士ヲ錄取シ陋習ヲ消除シ綱維ヲ振飭スルニ非ザレバ何ヲ以テカ信ヲ萬邦ニ

彭カニシテ誠ヲ天下ニ立テンヤ、然ラバ則チ登庸ノ門ヲ開ク、宜シク公明正大ニシテ民族ヲ分クズ、門地ニ限ラズ、任用ノ材ヲ達スル、宜シク歴試詳慎以テ濼磨敏求ノ志ヲ勵マスベシ、庶クハ濟々タル多士四方ニ競ヒ興リ我が國運ヲ相ケ光大發揮ノ功必ズ期スベキナリ、茲ニ參議府ノ諮詢ヲ經テ文官令ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ以テ官吏ノ應ニ事由スベキ所ヲ明カニス、爾有司其レ朕ガ意ヲ體シ恪遵懈ルコト勿レ

## 第二章 文官令の内容

### 第一節 概

文官令は百二十條より成り、第一編總則、第二編各則と附則とに分かれ、更に第一編は第一章官紀第二章通則に分かれ、第二編は第一章文官考試、第二章任用、第三章官等、第四章給與、第五章服忌及賜暇、第六章分限、第七章懲戒に分かれ、なほ第一章文官考試は、第一節通則、第二節高等官考試、第三節委任官考試に分かれてゐる。

概觀するに、官紀の章下に於て、滿洲帝國の文官として履むべき道が強調せられてゐる。又、文官

の任用には文官考試制度、即ち國家試験制度が採用せられ、其の制度は、學歷尊重の弊を避くると共に情實を排し宏く且つ公平に人財を登用することに重點をおいて、特色のあるものとせられてゐる。又、文官には、滿五十五歳を以て停年とする停年制が布かれてゐる。其の他、待遇官吏の制度を認めない等、種々と顯著なる特色のあるものである。

### 第二節 官紀

文官令は、第一編の第一章を「官紀」と題し、文官の進むべき大道を明定してゐる。從來の官紀は、多く單に官吏としての戒律を列記するものであるが、文官令は一步を進め、「建國の精神を體し皇帝及皇帝の政府に對し忠誠を致し」(第一條)、「職務には常に民意を察し研鑽を加へ進んで獻策を行ひ時世の進運に伴ひ施政の伸張改善に努むべきものとなし、以て官僚獨善に陥り庶政を沈滞せしむるが如きことなからしむる」(第五條)と共に、文官は常に修養を怠らず、人格を陶冶し、禮節を特に重んじ一般人民の師表たるべきものとし(第三條)、以て新官吏道の確立を期してゐる。なほ文官が初めて任用せられたときには「建國の精神を體し官紀を遵奉し忠誠且忠實に自己の職責を全うすべき旨」を宣誓することとなつてゐる(第七七條)。

### 第三 文官の種類、階級、等級

(一) 文官令に所謂文官は行政官、司法官、技術官及び教官の四種類をいふ。而して司法官は、審判官、檢察官、執行官、書記官、登録官、刑務官等を總稱するものとせられる(第二五條)。

(二) 文官の階級は、高等官、委任官及び試補の三段階に分たれ、更に高等官は特任官、簡任官及び薦任官の三段階に分たれてゐる。試補は所謂見習で、高等官試補と委任官試補との兩種がある。所謂待遇官吏の制度は存在せず、すべて高等官か委任官か試補かの何れかに屬するものとせられる。

(三) 官等は簡單にせられ、特任官には官等の區別はなく、ただ簡任官が二等、薦任官が三等に分たれてゐるのみである。委任官にも、等級はない。委任官の考試は甲種、乙種、丙種の三に別たれてゐるが、それは考試の等級で、委任官に甲種、乙種、丙種の等級があるわけでない。

### 第四 文官考試

文官の任用並びに登用には原則として試験制度が採用せられ、文官令第二編第一章は、これに關して規定する。

文官考試には、高等官考試と委任官考試との二等級があり、委任官考試は更に甲種、乙種及び丙種

の三等級に分たれる(第二九條)。

高等官考試及び委任官考試を通じ、考試には採用考試、適格考試、登格考試の種別がある(第三〇條)。又、適格考試、登格考試には、行政科と司法科との區別が設けられる(第三一條)。因みに採用考試とは、一般より文官希望者を募集し、これに對して行はれるものでこれに合格すると高等官試補又は委任官試補に任せられる。適格考試は、斯かる考試の合格者に對して行はれるもので、これに合格すると、高等官又は委任官たる本官に任せられる。又、登格考試は、すでに本官に任せられてゐる者を、更に其の上の等級の本官に任ずるために行はれるもので、この考試によつて委任官より高等官になることも得る。従つてこの登格考試は、最下級の丙種委任官考試に付てのみは存在しない(第三〇條第二項)。

なほ、現職者中一定の者に對しては、文官令の施行後五年間、毎年一回宛、特別考試が行はれることとなつてゐる(第一一八條、康徳五年九月二二日勅令第二三二號文官令第百十八條の規定に依る現職者の特例に關する件)。

### 第五 自由任用、詮衡任用

文官の任用には、原則として試験制度が採られるが、他方又、自由任用、詮衡任用の途も開かれ、任用制度に弾力性が持たしめてある。

特任官、秘書官等は自由任用で、任用の資格に制限はない(第五四條)。

又、例へば左の如きものに屬する文官は詮衡任用で、それぞれ簡任文官詮衡委員會、高等文官考試委員會、委任文官考試委員會の詮衡を経て任用せられることとなつてゐる。

(一) 産業經濟其の他に關する特別の學識技能及び經驗を要する簡任又は薦任行政官の任用(第五七條)。

(二) 國務總理大臣の指定する地方官署長たる簡任又は薦任行政官の任用(第五八條)。

(三) 警備、地方行政其の他に關する技能及び經驗を要する委任行政官の任用(第六一條)。

(四) 技術官の任用(第六七條)。

(五) 學校教官の任用(第六八條)。

(六) 外國の官吏より聘用する文官の任用(第六九條)。

(七) 甲種委任官考試に合格した委任官で、合格後七年以上其の職にありたる者の薦任官への任用

### (第六六條)。

### 第六 給 與

文官令に所謂給與は、俸給、職務津貼、冬季津貼、勤務地津貼の四種をいふ(第八四條)。俸給は、官階別及び文官考試の等級別に定められる(第八五條)。所謂津貼とは、手當のことであり、其の詳細は別に文官給與令(康徳五年九月二二日勅令第二三〇號)に定められてゐる。なほ、恩給に關しては、別に恩給法(康徳五年九月二二日勅令第二三一號)があり、これに退職恩給、傷病恩給、死亡恩給等に亘つて規定せられてゐる。

### 第七 分 限 等

文官令第五章は、服忌及び賜暇につき、第六章は分限につき規定する。

文官にも一般的に停年制が布かれ、滿五十五歳を以て停年とせられ、文官が停年に達したるときは當然退官するものとせられる。尤も高等官にして、官署事務の都合により特に必要ありと認むる者に付ては、引續き在官せしむることを得るとの例外が設けられてゐる(第九八條)。

### 第八 懲 戒

文官令第七章は、懲戒につき規定する。懲戒の種類は、免官、停職、謹慎、申誡の四種類で、停職と謹慎には減俸の罰も加つて懲戒することが出来ることとなつてゐる(第一〇八條以下)。以上が、文官令の大綱である。なほ文官令に關しては、別著「滿洲帝國文官試験制度解説」に、文官考試を中心として説述してあるから、其の参照を乞ふ。

## 國兵法

### 第一章 國兵法の制定

國兵法は、康徳七年四月十一日勅令第七十一號として制定せられ、同年四月十五日より施行せられた。

國兵法は、滿洲帝國に徴兵制度を布く劃期的の大法令たるもので、二年餘に亘る關係當局、審議委員會に於て苦心研究の結果、ここに結實を見、參議府會議に御諮詢の手續を經、遂に康徳七年四月十一日に公布、四月十五日より施行となつたものである。

抑も滿洲國に於ては、從來募兵志願制が行はれ、これにより滿洲國軍は編制せられ、日滿議定書に基づき日本軍と協同一體となり、國家の防衛に任じ、日本軍唯一の友軍として、又信頼し得る共同作戰軍として新面目を發揮しつつある。然るに今日、早くも強制徴兵制度が施行せられ、滿洲國在住男

子は原則として一樣に兵役に服することとなつた。これにより、滿洲國軍は更に兵員素質に格段の精強を加へることとなる。建國後僅か十年で、國兵法により國民皆兵制度の實施せられることは、滿洲國の驚異的發展を示すものである。

國兵法は、左の如き上諭を附して公布せられた。

「夫レ國本ノ固キハ必ズ國民ノ一心ニ頼リ、國運ノ競フハ必ズ國軍ノ精神ヲ恃ム。是ヲ以テ古者兵ヲ農ニ寓シ、通國ノ民ヲ舉ゲテ悉ク干城ノ任ニ充テ斯土ヲ踐ム者ヲシテ咸ナ捍禦ノ責ヲ奉ジ、斯毛ヲ食ム者ヲシテ咸ナ稼穡ノ務ヲ重ンジ念國ヲ離レズ、事事公ヲ忘レズ、治ニ居テ備アリ、警ヲ聞テ患ナカラシム。良法美意歴歴スベシ。我が國盟邦日本帝國ト夙ニ一德一心ノ誼ヲ以テ申ヌルニ共同防衛ノ約ヲ以テス。國軍ノ制其ノ根本方針ニ於テ固ヨリ豪釐ノ出入ヲ容サズ、矧ンヤ東亞ノ現形曠古ノ創局惟ダ我が兩國ノ力ヲ待テ其ノ興廢ヲ決スルヲヤ。朕深ク之ニ鑒ミ竝ニ精銳ナル國軍ヲ建置シ、人民ノ中堅ヲ練成センガ爲組織法第三十六條ニ依リ參議府ノ諮詢ヲ經テ國兵法ヲ定メ、有司ヲシテ公布昭示セシム。衆庶其レ宜シク克ク本法ノ眞意ヲ體シ、審カニ時運ノ進展ヲ察シ、獻國ノ志ヲ奮ヒ、奉公ノ誠ヲ至シ、千載不拔ノ國本ヲ固クシテ萬邦具瞻ノ國運ヲ揚

グ以テ我が建國ノ本義ヲ貫徹スベシ。此ヲ欽メ」

## 第二章 國兵法の内容

### 第一概観

國兵法は、四十八條並びに附則より成るもので、第一章、總則、第二章、服役、第三章、徵集、第四章、雜則、第五章、特典、第六章、罰則の各章に分ち規定せられてゐる。又、附屬の勅令として、國兵法施行令(康徳七年四月二一日勅令第七二號)があり、詳細の點は、これに規定せられてゐる。

### 第二 兵役の義務

第一章總則は、兵役の義務につき規定する。第一條は、滿洲帝國人民たる男子は、本法の定むる所に依り、兵役に服する義務を有する旨の大原則を定め、同盟國の國籍を有する者、即ち日本の國籍を有する者は、志願によりてのみ兵役に服するものと規定してゐる。

即ち兵役の義務を有する者は、滿洲帝國人民たる男子の總てであり、これらには義勇志願兵制度は採られず、義勇志願兵制度の採られるのは、同盟國の國籍を有する者のみに付てである。



滿洲帝國人民たる男子は、國兵法の定むる所により兵役に服する義務を一樣に有するが、併し六年の徒刑又は禁錮以上の刑に處せられたる者は、兵役に服することを得ない(第二條)。即ち斯かる者は兵役に服するに不適當なるものとして、除外せられる。日本の兵役法に於ても、六年の懲役、禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役より除外せられ(日本兵役法第十四條)、この點、兩法の間に差異はなし。

### 第三 服 役

兵役は、現役三年とせられる。即ち國兵として徵集せられたる者は、三年の兵役に服し、三年間これを在營せしむるものと規定せられる(第四條)。日本の兵役法では、常備兵役、後備兵役、補充兵役國民兵役の區別が設けられてゐるが、(日本兵役法第二條)、國兵法では、現役三年のみとせられてゐる。なほ、兵種により、又は一定の事由のある場合には、國兵法施行令の定むる所により、在營期間を一年以内短縮することを得るものとせられてゐる(第五條)。なほ其の他、在營期間の短縮等につき規定せられる(第六條以下)。

### 第四 徵 集

壯丁適齡者は、前年十二月三十一日より其の年十二月三十日迄の間に於て、年齢滿十九年に達する者である(第二二條)。日本の所謂徵兵適齡は、二十歳であるが、國兵法では、十九歳とせられてゐる。

壯丁適齡者は、原則として其の年に壯丁検査を受くべきもので、壯丁検査は、原則として壯丁検査を受くべき者の本籍所在の徵兵區に於て行はれる(第一八條)。

而して、壯丁検査は、本人の素養、家庭の事情及び體格等位につき行はれる。斯かるものを同等に考慮し決定せられる點亦一つの特色である。其の詳細は、國兵法施行令に定められてゐる。

壯丁検査の結果、兵役に適する者、兵役に適せざる者及び兵役の適否を判定し難き者に區分せられ(第二二條)、兵役に適する者の中より徵集せられ(第二二條)、兵役に適せざる者及び兵役に適する者で徵集せられざる者は、兵役を免除せられる(第二三條)。なほ、發表せられたる所によると、實際の入營者は全壯丁の一割以内とせられる。

### 第五 特 典

國兵及び國兵たりし者、並びに其の家族は別に定むる所により、各種の優遇援護を受くる(第四三條)。即ち軍人優遇、軍事援護の具體的のことは別に定められるが、特にこのことが、國兵法に規定せ

られるのも亦國兵法の一特色たるものである。

## 恩赦令

### 第一章 恩赦令の制定

組織法第十三條により恩赦の制度が設けられ、皇帝の親裁事項とせられてゐる。恩赦令は、其の内容につき規定したもので、康徳元年三月一日に、勅令第八號として公布せられ、同日より施行せられた。

恩赦に關しては、恩赦令の制定までは一般的の内容を定むる規定はなかつたが、大同元年三月十一日、「古ノ聖人ハ東ヲ下リテ罪ニ泣ク赦ヘスシテ誅スルハ誰カ能ク之ヲ忍ヒン。今政府組織法第十三條ニ依リ特ニ大赦ヲ行ヒ、民ニ更始ヲ與フ。萬方罪有ラバ予一身ニ在リ」との教書が執政により發せられ、同日教令第十六號を以て大赦令が公布せられた。

康徳元年三月一日、恩赦令が公布せられると共に、恩赦詔書も發せられ、同日勅令第九號を以つて

大赦令、勅令第一〇號を以て減刑令が公布せられ、康徳元年三月一日以前に犯したる罰等に適用せられた。

## 第二章 恩赦令の内容

### 第一 總 說

恩赦令は、本文十九條並びに附則二條よりなり、大赦、特赦、減刑並びに復権の行使に關して規定する。

### 第二 大 赦

大赦とは、特定の犯罪を犯したる者に對し一般に刑を赦免する行爲である。即ち特定の犯罪につきすでに刑の言渡を受けたる者に對しては刑を免除し、未だ刑の言渡を受けない者に對しては、公訴權を消滅せしむるものである。

大赦は、勅令を以て犯罪の種類を定めて行はれる（恩赦令第二條）。而して別段の規定ある場合の外、大赦のあつた罪に付ては、既に刑の諭知（言渡）を受けた者に付、其の諭知は將來に向つて效力

を喪失し、未だ諭知を受けない者に對しては、其の公訴權及び自訴權（新刑事訴訟法では、自訴權は認められない）は消滅する（第三條）。

### 第三 特 赦

特赦はすでに刑の言渡を受けたる特定の犯罪者に對し、其の刑の執行を免除するを本則とするものである。大赦と異なり、すでに刑の言渡を受けたる者に對してのみ、又特定の犯罪者に對してのみ行はれ、且つ其の効果も單に刑の執行のみを免除するを原則とし、刑そのものを免除しない。

恩赦令によるに、特赦は刑の諭知を受けた特定人に對してこれを行ひ（第四條）、刑の執行を免除するを普通とし、特別の情形あるときは、將來に向つて刑の諭知の效力を失はしむることを得る（第五條）とある。

### 第四 減 刑

減刑は、確定判決によつて定まつた刑の一部を減輕する行爲である。特赦に類するが、刑の一部を減輕する點に特色がある。

恩赦令によるに、減刑は、刑の諭知を受けたる者に對しこれを行ひ、勅令を以つて、犯罪若くは刑

の種類を定めてこれを行ひ、又は特定人に對してこれを行ふ(第六條)。而して、勅令に依る減刑は、別段の規定ある場合の外將來に向つて刑を變更し、特定人に對する減刑は、刑の執行を減輕するを普通とし、特別の情形あるときは刑を變更することを得るものとせられる(第一七條)。

第五 復 權

復權は、刑の言渡により其の効果として一定の能力を喪失し、又は停止せられたる者に對し、其の能力を回復せしむる行爲をいふ。

恩赦令によるに、復權は刑の諭知を受けたるため、法令の定むる所により資格を喪失し若くは停止せられたる者、又は公權褫奪の諭知を受けたる者に對し、勅令を以て要件を定めてこれを行ひ、又は特定人に對してこれを行ふ。但し刑の執行の完了しない者又は執行の免除を得ない者に對しては、この限りでない(第一九條)。而して、復權の効果は、資格を將來に向ひ回復するもので、復權は特定の資格につきこれを行ふことが出来るものとせられてゐる(第一〇條)。

第六 其の他

刑の執行猶豫の言渡(緩刑の諭知)を受けたる者に對しては、刑の言渡を失はしむる特赦、若くは刑

を變更する減刑を行ひ、又は其の減刑と共に緩刑の期間を短縮することを得る(第一八條)。

大赦、特赦、減刑又は復權あるも、刑の言渡に基く既成の効果は變更せられることはない(第一一條)。

以上の外、其の手續等につき詳細定められてゐる。